

令和2年度

自動車環境総合改善対策費補助金申請の手引き

[天然ガストラック、優良ハイブリッドトラック]

国土交通省の制度

令和2年4月



目 次

1. 補助制度	1
I. 目的	3
II. 制度の概要	3
1. 補助対象事業者（申請者）	3
2. 補助対象車両	3
3. 補助対象車両の要件	4
4. 補助率	5
5. 補助額	5
6. 交付予定枠の取得	5
III. 補助金交付申請の手続き	7
1. 交付予定枠の申込み	7
2. 補助金交付申請	8
3. 申請受付期間	10
4. 交付予定枠申請から補助金交付までの流れ	11
5. 年間スケジュール	12
IV. 提出書類	14
V. 国土交通省からの通知等	17
VI. 補助金交付申請後の諸手続き	17
VII. 財産の処分の制限	18
VIII. 交付決定の取消し	18
IX. 補助金の返還命令	18
X. 帳簿の保存義務	18

2. おもな申請書及び添付書類の記入例

19

3. 申請書及び添付書類の様式等

35

4. お問い合わせの多い事項 Q & A

57

■ 補助要件に関する質問	59
■ 申請方法・手順に関する質問	60
■ 申請スケジュールに関する質問	60
■ 車両の登録に関する質問	61
■ 申請内容に関する質問	61
■ 添付書類に関する質問	62
■ 支払い・請求・振込み等に関する質問	62
■ 変更・取り下げ等に関する質問（申請した年度内の場合）	63
■ 変更・取り下げ等に関する質問（申請の翌年度以降の場合）	63
■ L E V O リースに関する質問	64
■ お問い合わせ	64

5. L E V O リースでの車両導入をご希望の場合

65

1. 補助制度

I. 目的

国土交通省の補助制度は、自動車分野における地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進する上で、自動車運送事業者の環境対策の促進を図ることが重要であることから、中小企業等が多くを占める自動車運送事業者の環境対応車の導入を支援するものです。

以下、貨物自動車運送事業用に使用するトラック（緑ナンバー・黒ナンバー）の導入補助制度について記述します。

II. 制度の概要

1. 補助対象事業者（申請者）

- ・一般貨物自動車運送事業者
- ・第二種貨物利用運送事業者
- ・特定貨物自動車運送事業者
- ・貨物軽自動車運送事業者
- ・及びこれらの事業者に車両をリースする事業者

2. 補助対象車両

イ 天然ガストラック

- ・新車であること（自動車検査証の備考欄に、「新規登録」と記載があること。）
最大積載量5トンかつ車両総重量8トン以上の改造車両を除く。（最大積載量は、減トン前の積載量を指します。）
- ・バイヒューエル車、使用過程車の改造天然ガス車
- ・軽貨物車

ロ 優良ハイブリッドトラック

- ・新車であること（自動車検査証の備考欄に、「新規登録」と記載があること。）
内燃機関に軽油を用いる自動車のうち、車両総重量が3.5トンより大きいものにあっては、低排出ガス優良車であること
最大積載量2トンかつ車両総重量4トン以下の車両を除く。（最大積載量は、減トン前の積載量を指します。）

※ 車両登録期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日に登録すること

*全日本トラック協会（以下、全ト協）の助成では、以下のような要件を設定しておりますのでご注意下さい。

- 助成対象車両は車両総重量2.5トン超（軽貨物車は対象外）
- 令和3年3月12日までに登録が完了すること
- 天然ガス改造車は使用過程にあるディーゼル車からの改造であること
(全ト協が助成の対象外としている軽自動車等については、地元自治体等の補助制度を利用できない場合、「協調補助」要件が成立せず、補助金が交付されません)

3. 補助対象車両の要件

(1) 最低導入台数要件（3台要件）

一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、特定貨物運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者にあっては、**単年度で3台（リース事業者から借り受ける台数を含む）以上導入することが必要です。**

- ※ 1. 補助対象車両であれば、導入場所の所在地が異なっている車両や、国の補助金交付を受けずに導入した車両等も、3台要件の台数に含まれます。この場合、申請時に自動車検査証の写しを提出していただくことになります。
- ※ 2. リースでの導入の場合は、申請者であるリース会社に3台要件が適用されます。
LEVOリースを利用する場合は、LEVOが3台要件を確実にクリアできますので、1台からの導入が可能となります。
- ※ 3. **以下の場合は、3台要件が免除されています。**

○認証等を取得している場合（買取）

事業者のいずれかの事業所が以下の認証を取得している事業者が対象になります。認定書等の写しをご提出下さい。

- ・交通エコロジー・モビリティ財団によるグリーン経営認証制度に基づく認証
- ・全日本トラック協会による貨物自動車運送事業安全性評価事業制度に基づく認定（Gマーク）
- ・国際標準化機構が制定した国際標準規格 ISO 9001／14001認証制度に基づく認証
- ・これらに準ずるものとして大臣が認定する認証等

○ 経年車の廃車を伴う場合

「経年車」は新規登録日から起算した車齢が令和2年度中に11年以上経過している自動車を指し、この経年車の廃車を伴う場合に免除されます。

「廃車」とは使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づいて引取業者に引き渡すことをいいます。

また、廃車する自動車は引取業者に引き渡した日（引取日）以前過去1年間以上所有していること。自動車検査証上の所有者名が新車導入事業者と一致していることが必要です。

運送事業者が所有する自動車を廃車して、新車をリースで導入する場合は、所有者が一致しているとみなします。

(2) 協調補助要件

導入する車両の「使用の本拠の位置」を有する**地方自治体、トラック協会等、国土交通省以外の補助金又は助成金を受けること**が必要です。

[注] 地方公共団体等の補助制度は、国土交通省と異なる要件を設定している場合がありますので、ご注意下さい。

(3) その他の要件

- 申請対象車両が**他の補助金を受けていないこと**
- **割賦販売等により、自動車販売会社等に車両の所有権が留保されていないこと**（自動車検査証の所有者が申請者であること）

4. 補助率

(1) 新車導入のみの場合

天然ガストラック、優良ハイブリッドトラック

- ・車両価格差の1／3の金額

(2) 経年車の廃車を伴う新車導入の場合

天然ガストラック、優良ハイブリッドトラック

- ・車両価格差の1／3の金額

(*新車導入のみの場合と同じ金額です)

(3) 使用過程車の改造の場合

天然ガスへの改造トラック

- ・改造費の1／3の金額

5. 補助額

国とトラック協会の具体的な補助・助成金額を、次頁に記します。

なお、交付予定枠の申込書に記載した車種より補助金額が高くなるような補助金交付申請は、認められません。

6. 交付予定枠の取得

「交付予定枠の申込書」を提出し、各運輸局長印の押印された「交付予定枠の内定通知書」を受領した後に、はじめて補助金の交付申請が可能になります。「交付予定枠の内定通知書」を受領しただけでは補助金申請を行ったことにはなりませんので、ご注意下さい。

申込み方法等詳細につきましては、7頁の交付予定枠の申込みを参照して下さい。

令和2年度 国土交通省「自動車環境総合改善対策費補助金」およびトラック協会「環境対応車導入促進助成金」の金額

(1) 新車導入のみの場合

補助金対象車両	補 助 金 対 象 車 両 区 分	国 土 交 通 省		全 ト 協 助 成 金 額	地 ト 協 主な助成金額
		車両価格差	補助金額		
天然ガストラック（新車）	最大積載量	4トン未満	730千円	243千円	122千円
		4トン以上 ※	2750千円	916千円	459千円
優良ハイブリッドトラック (新車)	最大積載量	4トン未満 ※	770千円	256千円	97千円
		4トン以上	2680千円	893千円	335千円

(2) 経年車の廃車を伴う新車導入の場合も、新車導入のみの場合と同じ補助金額です

(3) 使用過程車の改造車の場合

補助金対象車両	補 助 金 対 象 車 両 区 分	国 土 交 通 省		全 ト 協 助 成 金 額	地 ト 協 主な助成金額
		改造費	補助金額		
使用過程車の天然ガス改造車	最大積載量	4トン未満	730千円	243千円	100千円
		4トン以上	2750千円	916千円	100千円

※ ただし、以下の車両を除く

- (天然ガストラック) 最大積載量5トンかつ車両総重量8トン以上の改造車両
- (ハイブリッドトラック) 最大積載量2トンかつ車両総重量4トン以下の車両

○全ト協のバイフルーエル車の助成金額は定額50千円です。

○地ト協の助成金額は参考額です。詳細はそれぞれの都道府県トラック協会にお問い合わせ下さい。

III. 補助金交付申請の手続き

1. 交付予定枠の申込み

① 手順

「補助金交付申請」を行う前に、「交付予定枠の申込書」を提出し、「交付予定枠の内定通知書」を取得する必要があります。

申請事業者は「令和2年度 自動車環境総合改善対策費補助金の交付予定枠の申込書（様式6）」（以下、「交付予定枠の申込書」）を地方運輸局または運輸支局に直接提出し、「令和2年度 自動車環境総合改善対策費補助金の交付予定枠の内定通知書」（以下、内定通知書）を取得して下さい。

② 対象車両

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに車両登録した／登録予定の車が対象となります。

③ 交付予定枠の申請者

環境対応車（トラック）を使用する運送事業者

※リースでの導入の場合も含め、車両を使用する運送事業者が1台ごとに交付予定枠申請を行い、内定通知書を取得します。

※内定通知を受けた車両についてのみ補助申請ができます。

リースでの導入の場合は、リース事業者へ内定通知書を渡し、リース事業者が補助金申請書に添付します。

④ 交付予定枠の申請期間

令和2年9月1日から令和2年9月18日まで

⑤ 内定の基準

原則として、経年車の廃車の有無、経年車の廃車車両の初度登録年月、事業者毎の補助台数及び登録予定日等を勘案し、予算の範囲内で交付予定枠の内定が行われます。

⑥ 内定後の各事項の変更について

- 申請事業者の変更は、運送事業の継承と環境対応車導入の継承が認められる場合のみ認められますが、他の変更については、内定後の変更は認められない可能性がありますので、ご注意下さい。

ご注意

交付予定枠の内定通知書を受けただけでは、補助金交付申請を行う権利を得ただけで、補助金交付申請を行ったことにはなりません。次項の「補助金交付申請」の内容を確認し、確実に補助金交付申請を行って下さい。

2. 補助金交付申請

交付予定枠の内定通知書を取得すると、補助金交付申請を行うことができます。

補助金交付申請には、「実績申請」方式と「通常申請」方式の二種類の方式があり、車両登録日によって分けられます。

国土交通省への申請を「実績申請」方式で行う場合でも、協調先となる地方自治体等で「実績申請」方式を採択していない場合がありますので、導入が決まつたら早目に登録地の自治体やトラック協会等にご確認のうえ、トラック協会へ「環境対応車導入促進助成金交付申請書（申込書）を提出して下さい。

① 「実績申請」方式の申請期間

- ・この申請方式は、【(交付予定枠内定) 車両登録→補助金申請→交付決定及び額の確定→補助金請求→補助金交付】の手順を踏む方式です。
- ・車両登録後に交付申請と実績報告を同時に行う方式で、令和2年4月1日から令和2年12月31日までに車両登録したものが対象となります。
- ・この方式は、車両登録後30日以内に地方運輸局または運輸支局必着で申請書を提出する必要があります。ただし、令和2年10月31日までに車両登録したものは、地方運輸局または運輸支局に令和2年11月27日必着で申請書を提出します。事前に申請書類の内容を確認するため、LEVOには車両登録後10日を目安に提出して下さい。
- ・地方自治体等ではこの実績申請方式を採用していない場合が多く、その場合、車両登録は地方自治体等の交付決定が行われてからでなければできません。各自治体の要綱で期日等をご確認下さい。

② 「通常申請」方式の申請期限

- ・この方式は、【交付予定枠内定→補助金申請→交付決定→車両登録→実績報告→額の確定→補助金請求→補助金交付】の手順を踏む方式です。
- ・令和3年1月1日から令和3年3月31日の間に車両登録する予定のものが対象となります。申請しても交付決定の通知を受ける前に車両登録することはできませんのでご注意下さい。
- ・この方式は、令和2年11月2日から令和2年11月27日までの間に、地方運輸局または運輸支局に申請書を提出する必要があります。事前に申請内容を確認するため、LEVOには早めに送付して下さい。
- ・なお、車両登録日（廃車がある場合は車両登録日又は使用済自動車を引き渡した日のいずれか遅い日）から30日以内又は、令和3年4月1日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出します。

経年車の廃車を伴う新車導入の申請に係る注意点

実績申請（車両登録期間：令和2年4月1日から令和2年12月31日まで）

- ・車両登録日から30日以内（令和2年10月31日までに登録のものは令和2年11月27日まで）に申請書（第2号様式②）を提出します。

このとき廃車が済んでいないければ、年度内に廃車する旨の「確約書」を添付します。確約書の署名・捺印者は廃車する車両の所有者になります。

なお、廃車を証明する書類（自動車リサイクルシステムの使用済み自動車処理状況検索機能画面を印刷したもの）は廃車後速やかに提出します。

通常申請 <車両登録期間：令和3年1月1日から令和3年3月31日まで>

- ・令和2年1月2日から令和2年1月27日までに申請書(第1号様式③)を提出します。申請書別紙の事業完了（予定）日は車両登録予定日を記載します。
- ・車両登録日または使用済自動車を引き渡した日のいずれか遅い日から30日以内または令和3年4月1日のいずれか早い日までに実績報告書（第11号様式）を提出します。
実績報告書別紙の事業完了日は車両登録日または使用済自動車を引き渡した日のいずれか遅い日を記載します。
また、経年車でかつ1年以上所有したことを証する書類および廃車したことを証する書類（登録事項等詳細証明）の添付が必須です。
なお、申請書（第1号様式③）提出時には添付は不要ですが、申請書別紙に廃車する車両の初度登録年月日を記載するために登録事項等証明書（詳細）の取得が必要です。（自動車検査証には年月までが記載）

実績申請（第2号様式②）・通常申請時の実績報告（第11号様式）提出時

- ・経年車でかつ1年以上所有したことを証する書類（登録事項等証明書（詳細））は原本を提出します。
なお、登録事項等詳細証明は経年車であることと、1年以上所有したことを証する書類であるため、解体抹消に係る記載がされていなくても可。
- ・申請書別紙に廃車する自動車の初度登録年月日と共に登録番号を記載しますが、初度登録以降登録番号に変遷がある場合、最新の番号を記載します。

3. 申請受付期間

申請方式	対象車両	受付期間	
手順1：交付予定枠申込			
共通 交付予定枠 申込	令和2年度に補助金申請を予定している 全ての車両	令和2年9月1日 ～令和2年9月18日	
手順2：補助金交付申請			
実績申請方式	実績申請 ※ 交付予定枠の内定通知を受けたもの	令和2年4月1日～令和2年10月31日の間に車両登録したもの 令和2年11月1日～令和2年12月31日の間に車両登録したもの	内定通知受領後 ～令和2年11月27日 内定通知受領後 ～車両登録日から30日
	通常申請 ※ 交付予定枠の内定通知を受けたもの	令和3年1月1日～令和3年3月31日の間に車両登録する予定のもの (使用過程車の天然ガス自動車への改造の場合は、車検証の交付)	令和2年11月2日 ～令和2年11月27日
通常申請方式	実績報告 ※ 通常申請をし、交付決定通知を受けたもの	令和3年1月1日～令和3年3月31日の間に車両登録したもの (使用過程車の天然ガス自動車への改造の場合は車検証の交付)	事業完了日(注)から30日又は、令和3年4月1日のいずれか早い日 (車両登録日は、交付決定通知日からおおむね1週間以降)

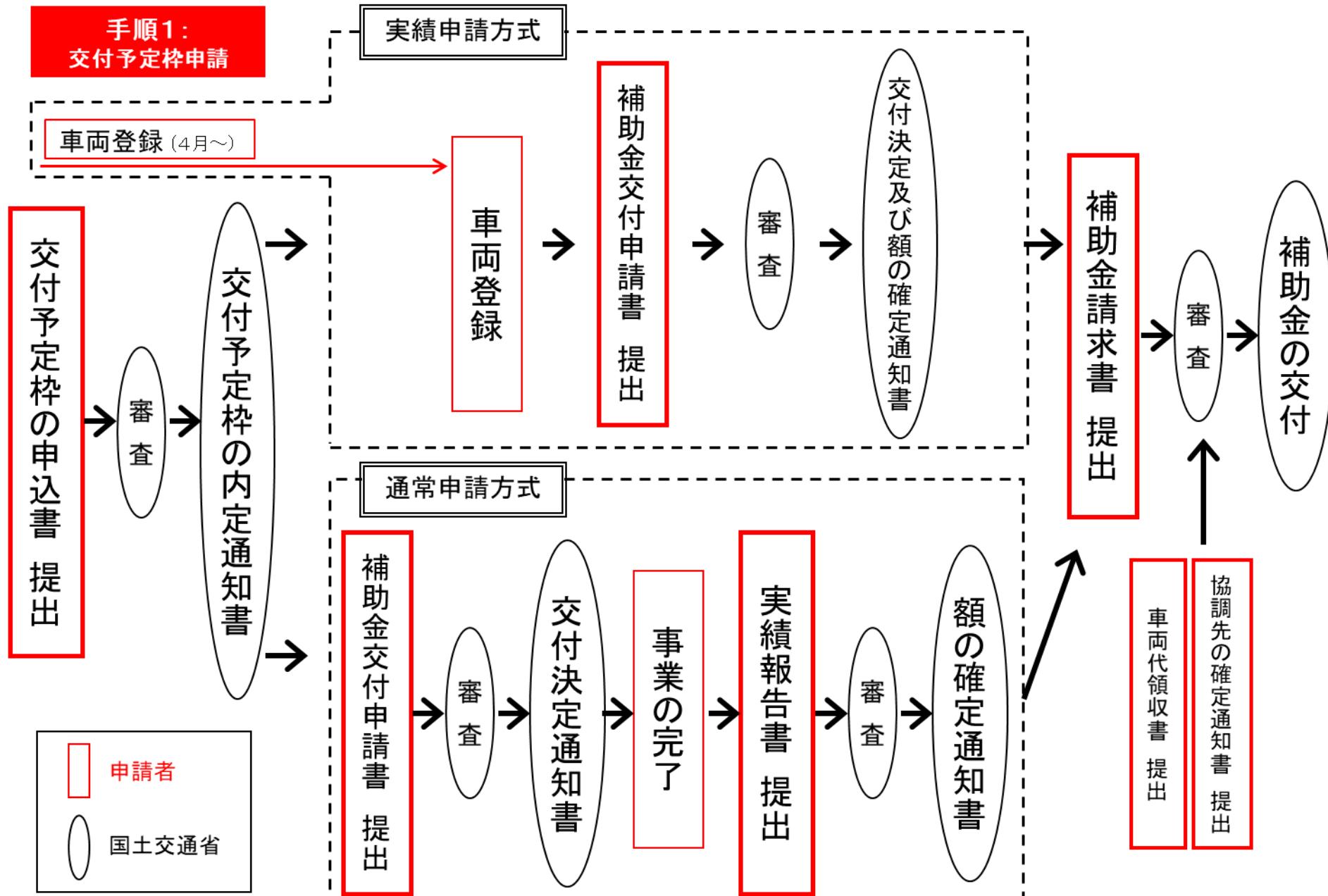
(注) 事業完了日

- ・経年車の廃車なしの場合:車両登録日
- ・経年車の廃車ありの場合:車両登録日又は使用済自動車を引き渡した日のいずれか遅い日

- ※ 受付期間は、書類が地方運輸局または運輸支局に到着して受領される日を指します。事前の内容確認のため、事業完了日から10日を目安にLEVOに送付して下さい。LEVOから国土交通省（地方運輸局）に提出します。（交付予定枠申込は地方運輸局または運輸支局に直接提出となります。）
- ※ 車両登録日の期限は、国土交通省と、各地方自治体および各トラック協会とでは異なりますのでご注意下さい（例：全日本トラック協会は令和3年3月12日まで）

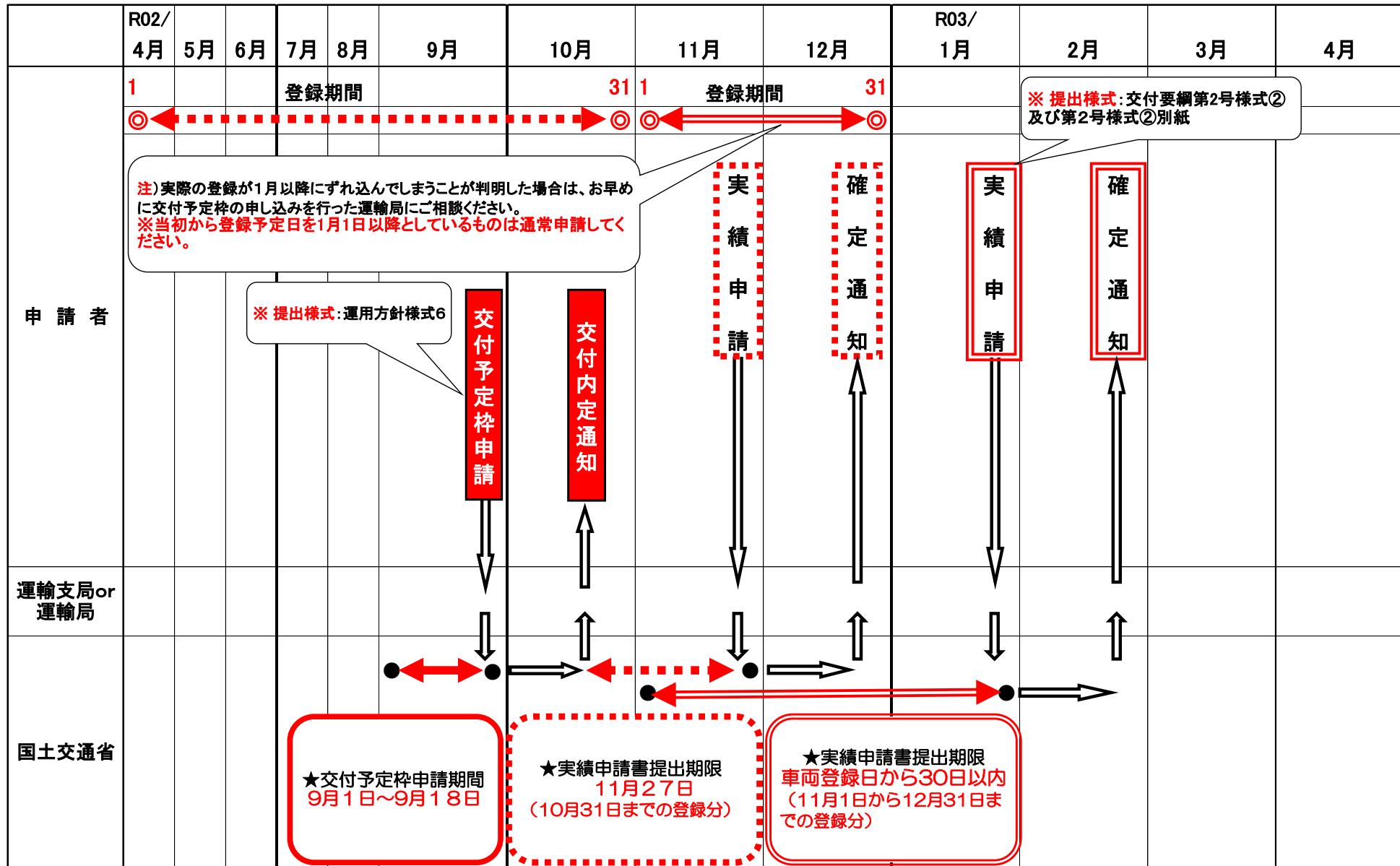
4. 交付予定枠申請から補助金交付までの流れ

手順2：補助金交付申請

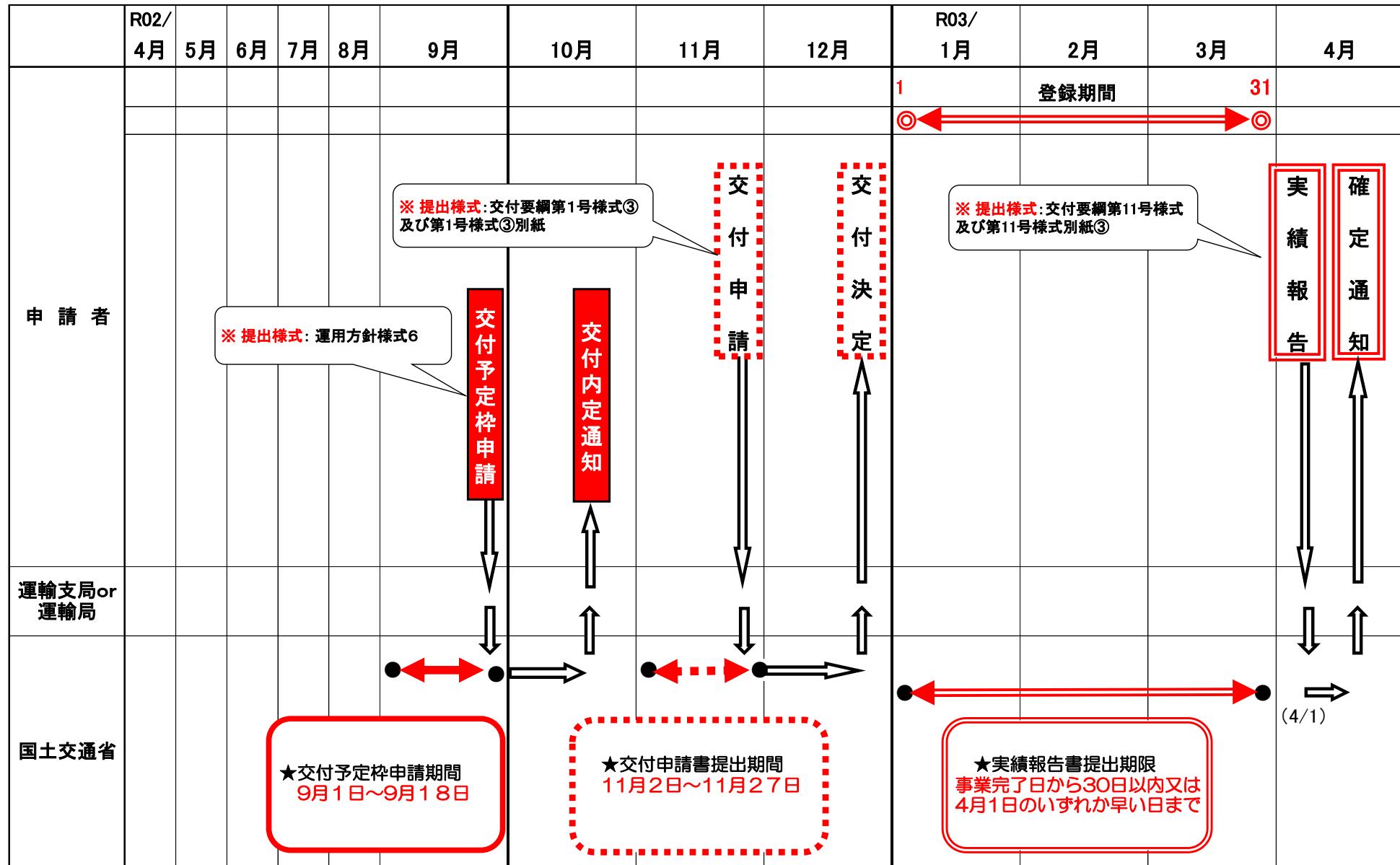


5. 年間スケジュール

実績申請方式の場合



通常申請方式の場合



IV. 提出書類

1. 交付予定枠申込一地方運輸局または運輸支局に直接提出

環境対応車の導入が決定したら、LEVOを経由せずに、導入（予定）車両の使用の本拠地の属する地方運輸局または運輸支局に、直接、下記の書類を提出して下さい。

※書類番号は、巻末の「2. おもな申請書及び添付書類の記入例」「3. 申請書及び添付書類の様式等」の番号と一致

書類の名称	部 数	購入・LEVO リース・一般リースとも／通常申請方式・実績申請方式とも	書類番号※	様 式
自動車環境総合改善対策費補助金の交付予定枠の申込書（優良ハイブリットトラック・天然ガストラック）	1台につき正1部	○	①	様式6

2. トラック協会 助成金交付申請一原則、車両登録前に都道府県 トラック協会に直接提出

トラック協会会員が協調先としてトラック協会の助成金交付を受ける場合、都道府県 トラック協会に、直接、下記の書類を提出して下さい。

書類の名称	部数	購入・LEVO リース・一般リースとも／通常申請方式・実績申請方式 とも	様 式	備 考
環境対応車導入促進助成金交付申請書	正1部	○	トラック協会 様式	5枚綴り

3. 地方自治体等 補助金交付申請一各地方自治体に直接提出

協調先として地方自治体の補助金交付を受ける場合、各地方自治体の所管部署に、直接、所定の書類を提出して下さい。

LEVOリースの場合は、申請書類をLEVOが作成し、それぞれの地方自治体に提出します。

トラック協会あるいは地方自治体は、基本的には実績申請方式を採用していませんので、十分注意して下さい。

4. 国土交通省 補助金交付申請（実績申請方式・通常申請方式とも）－LEVO経由で国土交通省に提出

- ・トラック協会会員の事業者は、次表の書類をLEVOにお送りいただければ、内容を確認し、LEVOから国土交通省(地方運輸局)に提出します。また、LEVOリースをご希望の場合、2. のトラック協会様式の申請書(5枚綴り)をトラック協会へ提出し、「交付予定枠の内定通知書」の写しをLEVOにお送りいただければ、国土交通省への申請手続きはすべてLEVOが行います。
- ・トラック協会非会員の事業者は、直接LEVOに申請書類をお送り下さい。また、LEVOリースをご希望の場合は直接TELでお問い合わせ下さい。

※書類番号は、巻末の「2. おもな申請書及び添付書類の記入例」「3. 申請書及び添付書類の様式等」の番号と合致

書類の名称	部 数	購入・一般リース		LEVOリース (通常・実績とも)	様 式	書類 番号 ※	備 考
		通常 申請	実績 申請				
令和2年度 自動車環境総合改善対策費 補助金交付申請書 (兼実績報告書)	添付書類 正1部 を LEVO へ提出 (注1)	○			第1号様式③ (通常申請方式)	②	環境対応車の導入前申請 は「通常申請方式」、導入後 申請は「実績申請方式」
			○		第2号様式② (実績申請方式)	⑨	
導入優良ハイブリット・ 天然ガス自動車(トラック・バス)		○			第1号様式③別紙	③	複数台数を同時申請する場 合、項目内容が異なるとき は、それぞれ1枚作成する (注2)
車両代金見積書 (写)			○		第2号様式②別紙	⑩	
車両代金請求書 (写)		○			(推奨様式)	④	車両本体価格と改造費(通 常車両価格との差額)が区 別されていること
地方トラック協会・地 方自治体等の負担 を証する書類(写)			○		(推奨様式)	⑪	
振込先調書		○			— (添付できない時 は確約書(推奨 様式))	— ⑤	額の確定通知書、または地 方自治体からの入金を証す る書類(添付できない時は 後日提出とし、交付決定通 知書か確約書)
車両代金の領収書 (写)			○		振込先調書様式	⑥	
自動車検査証(写)			○		—	—	添付できない場合は後日で も良い (注3)
リース契約書(写)			○		—	—	鮮明なもの(FAX跡不可)
認証証明書(写)		○	○		—	—	LEVOリース以外のリース (一般リース)で導入の場合 のみ
交付予定枠の内定 通知書(写)		○	○	○	—	—	3台要件特例申請時 (買取の場合Gマーク等)
補助金請求書	正1部		○		第14号様式	⑫	(注5)

●申請書用紙の余白にFAXの送信記号等のあるものは使用できませんので、ご注意下さい。

(注1) 申請書類本紙を1部お送り頂ければLEVOにて必要部数をコピー一致します。

(注2) 複数台数を1つの申請で行うことができるのは、提出先(運輸局)・自動車メーカー・登録予定期
が同一である場合に限りますので、ご注意下さい。(予定が変更される可能性がある場合は、1台ご
との申請にして下さい)

(注3) 領収書は、地方運輸局または運輸支局に車両登録から90日以内又は令和3年4月10日のいずれ
か早い日までに必着で提出する必要がありますので、LEVOには早めに提出して下さい。車両代
金の支払いは、現金または振込みによる年度内の完了が条件です。(手形による支払いは不可)。

(注4) 運輸局の内定を受けた内定通知書を入手したら、LEVOリースの場合はLEVOへ、一般リース
の場合はリース事業者へ速やかに提出して下さい。購入の場合は事業者が申請書に添付して下さい。

(注5) 補助金の請求は、補助金の額の確定通知があつてから提出することになっていますが、支払い事務
を迅速に行うため、補助金請求書(第14号様式)を実績申請書に添付して下さい。(LEVOにて保管)

○車両発注・登録に関する注意（通常申請方式の場合）

- ① **通常申請方式の場合**、車両発注・車両登録は、交付決定された後でなければできません。
また、行政指導により**車両登録は交付決定日より少なくとも1週間はあける**必要があります
(車両発注は交付決定日以降となっているため)。
- ② **自動車検査証の所有者の欄は申請者となります。**(販売会社の所有権留保車両は補助対象外)。

5. 国土交通省 実績報告（通常申請方式の場合のみ）－LEVO経由で国土交通省に提出

事業完了日から30日を経過する日まで、又は令和3年4月1日のいずれか早い日までに提出します。
LEVOには事業の完了日から10日を目安に「事業実績報告書（第11号様式）」および添付書類を提出して下さい。

※書類番号は、巻末の「2. おもな申請書及び添付書類の記入例」「3. 申請書及び添付書類の様式等」の番号と合致

書類の名称	部 数	購入・一般リース	LEVO リース	様 式	書類 番号 ※	備 考
事業実績報告書		○		第11号様式	⑦	
添付書類	正1部 を LEVO ～提出 (注1)	○		第11号様式 別紙③	⑧	申請時提出の第1号様式③別紙の右側欄を第1号様式申請時の欄に転記、変更内容を変更箇所に記入 (注2)
導入優良ハイブリット・天然ガス自動車(トラック・バス)		○		(推奨様式)	⑪	車両本体価格と改造費(通常車両価格との差額)が区別されていること
車両代金請求書 (写)		○		- 添付できない時は確約書 (推奨様式)	- ⑤	額の確定通知書、または地方自治体等からの入金を証する書類(添付できない時は後日提出とし、交付決定通知書か確約書) (注3)
地方トラック協会・地方自治体等の負担を証する書類(写)		○		-	-	
車両代金領収書 (写)		○		-	-	添付できない場合は後日でも良い (注4)
自動車検査証(写)		○		-	-	鮮明なもの(FAX 跡不可)
リース契約書(写)		○		-	-	LEVO リース以外のリース(一般リース)で導入の場合のみ
補助金請求書	正1部	○		第14号様式	⑫	(注5)

●申請書用紙の余白にFAXの送信記号等のあるものは使用できませんので、ご注意下さい。

- (注1) 申請書類本紙を1部お送り頂ければLEVOにて必要部数をコピー致します。
- (注2) 軽微な変更があった場合は、「申請内容変更届出書(軽微な変更)」を添付して下さい。
- (注3) 交付申請書(第1号様式③)に添付した確約書から変更がない場合は、省略できます。
- (注4) 領収書は、地方運輸局または運輸支局に**車両登録から90日以内又は令和3年4月10日の
いずれか早い日までに必着で提出**する必要がありますので、LEVOには早めに提出して下さい。
車両代金の支払いは、現金または振込みによる年度内の完了が条件です (手形による支払いは不可)
- (注5) 補助金の請求は補助金の額の確定通知があつてから提出することになっていますが、**支払い事務**
を迅速に行うため補助金請求書(第14号様式)を実績報告書に添付して下さい。(LEVOにて保管)

V. 国土交通省からの通知等

補助金交付申請を行い内容が適正と認められた場合、申請者に以下の通知等がなされます。

○交付予定枠の内定通知書（実績申請方式・通常申請方式とも）

交付予定枠の申込書を審査し、経年車の廃車の有無、経年車の廃車車両の初度登録年月、事業者毎の補助台数及び登録予定日等を勘案し、**予算の範囲内**で交付予定枠の内定が行われます。

内定を受けた場合は、各運輸局から運送事業者（リースでの導入の場合も含め、車両の使用者たる運送事業者）に対し、「交付予定枠の内定通知書」により通知されます。

○補助金交付決定通知書（通常申請方式の場合）

通常申請方式による申請書類を審査し、適正であると認められた場合は、各運輸局から申請者に対し「補助金交付決定通知書」（第4号様式）により通知されます。

なお、補助金交付決定通知書には条件が付される場合がありますのでご注意下さい。

○補助金の額の確定について（通常申請方式の場合）

上記の「補助金交付決定通知書」受領後、車両登録をおこなった後に提出される実績報告書類を審査し、適正である場合は、各運輸局から申請者に対し、「補助金の額の確定通知書」（第13号様式）により通知されます。

○補助金交付決定及び額の確定通知書（実績申請方式の場合）

実績申請方式による申請書類を審査し、適正であると認められた場合は、各運輸局から申請者に対し、「補助金の交付決定及び額の確定について」（第6号様式）により通知されます。

VI. 補助金交付申請後の諸手続き

補助金交付申請後に事業の内容について変更等があった場合、以下の手続きが必要となります。

○交付申請取下届出書（第7号様式）

補助金の交付決定の内容またはその条件に不服があることにより交付の申請を取り下げる場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に提出することとなっています。

○事業計画変更承認申請書（第8号様式）

補助対象事業の内容または経費の配分を変更するときは、軽微な変更を除き、あらかじめ承認を受けてから行う必要があります。

○事業中止（廃止）承認申請書（第9号様式）

補助対象事業の事情の変更により中止または廃止（車両導入を中止）するときは、あらかじめ承認を受けて下さい。

○事業事故報告書（第10号様式）

補助対象事業が予定の期間内に完了しないときまたは遂行が困難（年度内車両登録の中止）になったときは、速やかに提出して下さい。

VII. 財産の処分の制限

- ① 補助金を受けて購入した環境対応車は、別に定める期間が経過するまで承認を受けずに使用、譲渡、交換、貸付又は担保（以下「財産処分制限期間」という）をすることはできません。

(天然ガストラック、優良ハイブリッドトラックは4年（最大積載量が2トン以下の場合にあっては3年）)

なお、協調補助の対象である地方自治体等によっては、これと異なる期間を定めているところがありますのでご注意下さい。

- ② 前項の処分をするときは、あらかじめ、「財産処分承認申請書（第15号様式）」により承認を受けることになります。この場合、財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する補助金は原則として返還することになります。

VIII. 交付決定の取消し（補助金の額の確定があった後においても適用）

- ① 法令又は要綱の規定又はこれらに基づく処分若しくは指示に違反した場合。
② 交付申請の内容と異なる使用等をした場合。（計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの）
③ 不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合。
④ 交付決定を取消したときには、補助金交付決定取消通知書により、申請者に通知されます。

IX. 補助金の返還命令

国土交通省の補助金の交付を受け、**当該年度内に協調補助とされている地方自治体等から補助金等の交付を受けられなかった場合等**、補助金の返還・納付を命令されることとなります。

X. 帳簿の保存義務

- 補助事業者は、交付決定事業に関する収支を明らかにした帳簿（申請書類等一式）を備え、**事業の完了後5年間保存**しなければなりません。
会計検査院の検査等の対象になりますので、遵守されない場合は補助金の返還等の対象となります。

2. おもな申請書及び添付書類の記入例

※昨年度の様式と異なるものがありますので、必ず令和2年度用の様式を使用して下さい。

※番号は、「1. 補助制度 IV. 提出書類」の添付書類一覧表の番号と合致しています。

① 交付予定枠の申込書（様式6）	[共通様式]	22
② 補助金交付申請書（第1号様式③）	[通常申請様式]	23
③ 導入優良ハイブリッド・天然ガス自動車（トラック・バス）（第1号様式③別紙）	[通常申請様式]	24
④ 車両代金見積書 -推奨様式-	[共通様式]	25
⑤ 確約書 -推奨様式-	[共通様式]	26
⑥ 振込先調書	[共通様式]	27
⑦ 実績報告書（第11号様式）	[通常申請様式]	28
⑧ 導入優良ハイブリッド・天然ガス自動車（トラック・バス）（第11号様式別紙③）	[通常申請様式]	29
⑨ 補助金交付申請書兼実績報告書（第2号様式②）	[実績申請様式]	30
⑩ 導入優良ハイブリッド・天然ガス自動車（トラック・バス）（第2号様式②別紙）	[実績申請様式]	31
⑪ 車両代金請求書 -推奨様式-	[共通様式]	32
⑫ 補助金請求書（第14号様式）	[共通様式]	33
⑬ 申請内容変更届出書（軽微な変更） -推奨様式-	[共通様式]	34

【特記事項】

- 「④ 車両代金見積書」、「⑪ 車両代金請求書」、「⑬ 申請内容変更届出書（軽微な変更）」には、国土交通省の様式がありませんので、本様式を推奨します。
- 「⑤ 確約書」は国土交通省の様式がありますが、本様式を推奨します。
- 「領収書」の様式は特に定めはありませんが、複数台数一括の場合は1台ごとにわかるような記載が必要です。

記入例

様式 6

令和 2 年度自動車環境総合改善対策費補助金の交付予定枠の申込書

(優良ハイブリッドトラック、天然ガストラック)

xx 年 9 月 1 日

使用の本拠地の
属する運輸局

関東 運輸局長 殿

提出する日付を記入

実印

申請者	氏名又は名称 及び代表者名		山本運送株式会社 代表取締役社長 山本 三郎			印
	住 所		東京都新宿区四谷 2-3-*			リースでの導入の場合も、使用者である運送事業者が申請者となる
	担当者	氏 名	山田 太郎	役 職	総務課長	
		連絡先	電 話	03-1111-22**	FAX	
E-mail		t-yamada@△△△△.or.jp				
種別 (<input checked="" type="checkbox"/> をする)		<input type="checkbox"/> 優良ハイブリッドトラック、 <input checked="" type="checkbox"/> 天然ガストラック				
車両総重量 (<input type="checkbox"/> をする) (最大積載量は減トン前)		<input type="checkbox"/> 軽自動車・2.5 トン以下(軽除く)・ <input type="checkbox"/> 2.5 トン超 3.5 トン以下・ <input checked="" type="checkbox"/> 3.5 トン超(最大積載量 4 トン未満)・ <input type="checkbox"/> 3.5 トン超(最大積載量 4 トン以上)				
車名 (メーカー名)		ハンジョウ (トヨビシ) 減トン前のトン数				
型 式		A F G - X Y Z				
登録 (予定) 日		xx 年 2 月 5 日				
補助対象経費(予定)		円 (※運用方針に規定する補助対象経費と通常車両価格との差額から補助金申請額を算出する場合は記載不要)				
補助金申請額(予定)		243,000 円				
使用の本拠の位置		埼玉 都・道・府・県 川口 市・区				
本申請は使用過程車を天然ガス自動車に改造するものである。 (<input checked="" type="checkbox"/> をする)						<input type="checkbox"/> はい・ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
本申請車両は (<input checked="" type="checkbox"/> 自ら購入・ <input type="checkbox"/> リース) により導入するものである。(<input checked="" type="checkbox"/> をする) (リースの場合は、リース事業者名 (予定) : リースの場合						リースに <input checked="" type="checkbox"/> 印、リース会社名を記入
環境対応車 (トラック) 導入予定台数 (全体)		1 台				
※上記、導入予定台数 3 台未満の場合は下記該当番号 (①~⑤) に <input checked="" type="checkbox"/> をする (※複数回答可) □① 経年車の廃車あり、□② リースで導入、□③ グリーン経営認証取得済、□④ G マーク取得済、 <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ I S O 認証取得済						
地方公共団体等協調団体の補助額		243,000 円				
※複数ある場合は合計額を記入		(団体名: 全日本トラック協会・埼玉県トラック協会)				

- (注) 1. 使用者たる運送事業者が導入予定車両 1 台毎に作成し、提出すること。リースによる導入の場合も同様とする。
 2. 補助対象経費に係る見積書の写し (既に導入した場合は上記該当欄に契約日を記載するとともに、補助対象経費に係る請求書の写し及び自動車検査証の写し) を添付すること。
 3. 経年車の廃車を伴う新車導入の場合は、廃車予定自動車の自動車検査証又は廃車の登録事項等証明書 (詳細) の国土交通省記入欄のため、
 4. 使用記入しないこと 定の申し込みの場合は、見積書を添付して下さい。
 5. 過去に正規販売店で購入した旨にあっては、今年度の内定に際してその旨を記入して下さい。

複数台を申請する場合でも、
1 台について 1 枚作成・提出すること。

内定整理番号 :

令和 2 年度自動車環境総合改善対策費補助金の交付予定枠の内定通知書
(優良ハイブリッドトラック、天然ガストラック)上記の申請予定車両については、
記載のとおり
下記の通り
補助金の交付予定枠を内定する。

年 月 日

○○運輸局長 印

記入例

第1号様式③（第5条第1項関係）

通常申請方式の場合

国土交通大臣 殿

- リースの場合はリース会社
- 役職名必須
- ※代表者以外での申請は、委任状が必要

捨て印を
忘れずに！

（事業Ⅲ 導入前申請）

番年月日

年月日は空欄

住 所 東京都新宿区四谷2-3-*
氏名又は名称 山本運送株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 山本 三郎 印

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金交付申請書

実印

下記により令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、申請します。

車両価格差または改造費の1/3
複数台数の場合はその合計

1. 導入自動車等 低のとおり

2. 補助対象経費 金 円 (注)1

3. 補助金交付申請額 金 **243,000 円** (千円未満切り捨て)

記

優良ハイブリッドトラック・天然ガストラックの導入には「補助対象経費」欄は記入不要（注1）

4. 経営する事業（當む業態に○をする）（注）2

一般乗合旅客自動車運送事業	一般貸切旅客自動車運送事業
<input checked="" type="checkbox"/> 一般貨物自動車運送事業	第二種貨物利用運送事業
自動車リース事業	その他（ ）

5. 添付書類

該当する箇所に○

- ア. 補助対象経費に係る見積書の写し
- イ. 地方公共団体等の負担を証する書類（添付することが困難な場合には、確約書）
- ウ. 振込先調書
- エ. 令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金の交付予定枠の内定通知書の写し
- オ. その他参考となる書類（別紙において添付することを定めている書類等）

連絡先	(担当者) 山田 太郎 (電話) 03-1111-22** (FAX) 03-1111-222*
送付先 住 所	(郵便番号 161-△△△△) 東京都新宿区四谷2-3-*

（注）1. 優良ハイブリッドトラック・天然ガストラックの導入には「補助対象経費」欄は記入不要。

2. その他に該当する者は、経営する主な事業及びその内容を（ ）内に記載し、登記簿謄本等を添付するとともに、直近の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。
3. 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

第1号様式③(第5条第1項関係)

別紙(事業III 導入前申請)

導入優良ハイブリッド・天然ガス自動車(トラック・バス)

補助対象設備を導入する者(補助金を受ける者)の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称: 山本運送株式会社 住所: 東京都新宿区四谷2-3*
使用の本拠の位置	埼玉県川口市本町2-* 補助を受ける事業者を記入
使用者(借受人)の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称: 住所: リース事業者のみ記入
導入自動車 (改造による導入にあっては使用過程車)	種別: 天然ガストラック 車名: トヨビシ ハンジョウ 型式: AFG-XYZ
事業着手(予定)日	xx年 1月 15日 (但し、交付決定の通知を受けた日以降とする。)
事業完了(予定)日	xx年 2月 5日
廃車する自動車 ※新車のみの導入は記入不要	初度登録年月日 登録番号
補助対象経費 車両価格差または改造費の1/3 複数台数の場合はその合計	年 月 日 (-----円 -----円/台)
通常車両価格との差額×1/3	(-----243,333円 -----円/台)
関係地方公共団体等補助額 ※複数ある場合は合計額を記入	地方公共団体等名: 全日本トラック協会 埼玉県トラック協会 協調先の補助・助成金の合計 243,000円
台数	1台
補助金交付申請額(千円未満切り捨て)	243,000円

- (注) 1. 補助対象となる優良ハイブリッド自動車、天然ガス自動車の使用の本拠の位置並びに車名及び型式ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、廃車を伴う新車導入の場合は、1台ごとに1枚ずつ作成すること。
 2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
 3. 導入自動車の種別は、優良ハイブリッドバス、天然ガスバス、優良ハイブリッドトラック、天然ガストラック、使用過程車の天然ガスバス改造若しくは使用過程車の天然ガストラック改造の別を記入する。
 4. 優良ハイブリッドトラック・天然ガストラックの導入には「補助対象経費」欄は記入不要。
 5. 次の資料を添付すること。(提出の場合は○を付けること。)

優良ハイブリッドトラック・天然ガストラックについて、年度内の導入台数が3台以下の場合は、グリーン
経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等を取得していることを証する書類の写し(既に提出済
みの場合は省略可)

6. 自動車リース事業者にあっては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこ

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

リース事業者の申請のみ該当するものに○

必要に応じて○

写(コピー)を提出

記入例

車両代金見積書 (天然ガストラック、優良ハイブリッドトラック、_____トラック)

xx年 11月 11日

申請日以前の日付を記入

山本運送 株式会社 様

(販売店)

リースの場合は、この下に (●●●運送様分) など、貸与先の名称を加える

住 所 埼玉県戸田市川岸6-*

会社名 トヨビシ自動車販売(株) 印

通 称 名 : トヨビシ ハンジョウ (3トン幅広ロングバン)

会社印

型 式 : AFG-XYZ

車両代金合計 : 4,057,000 円

消 費 税 : 405,700 円

総 額 : 4,462,700 円

品 名	金 額 (税抜き)
1. 車両本体価格 (シャーシ一部)	3,080,000
値引き	700,000
小計	2,380,000
2. 車両本体価格 (架装分)	857,000
値引き	160,000
小計	697,000
3. 改造費 (通常車両価格との差額)	980,000
値引き	0
小計	980,000
車両代金合計	4,057,000

値引きがあれば記入

700,000

値引きがあれば記入

160,000

優良ハイブリッド車は通常

車両価格との差額

(メーカーにより異なる)

0

980,000

記入例

年 月 日

国土交通省自動車局長 殿

捨て印を
忘れず
に！

年月日は空欄

- リースの場合はリース会社
- 役職名必須
- ※代表者以外での申請は、
委任状が必要

住 所 東京都新宿区四谷2-3-*

氏名又は名称 山本運送株式会社

代表者 氏名 代表取締役社長 山本 三郎 印

実印

確 約 書

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金の交付申請に当たり、下記のとおり地方公共団体等の協調補助が行われることを確約いたします。

記

協調補助対象

1. 地方公共団体等の名称

埼玉県トラック協会 金 121,000 円

2. 導入自動車等の導入数

・導入自動車等（ 天然ガストラック ）の導入台数 1 台

3. 補助申請（予定）金額

金 243,000 円

「他の補助」との合計額

他の補助

補助金（助成金）交付者名	台 数	金 額
全日本トラック協会	1 台	122,000円

記入例

捨て印を
忘れずに！

年度の最初の申請に原本を提出した後は、
写（コピー）でも可

【補助金交付申請書・補助金申請書兼実績報告書（第1号様式、第2号様式）に添付する振込先調書の様式】

支店申請の場合は支店受取りとし、本社受取りは認められない。
(その逆も同様)

国土交通省自動車局長 殿

年 月 日

同一年度の申請は振込先情報
を同一のものにすること。

住 所 東京都新宿区四谷 2-3-*
氏名又は名称 山本運送株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 山本 三郎 印

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金の振込先調書
(事業I・事業II・事業III)

実印

フリガナ	トウキョウトシングュクヨツヤ
住 所 (口座住所)	(〒 161-△△△△) 東京都新宿区四谷2-3-*
フリガナ	ヤマモトウンソウカブシキガイシャ
氏 名 (口座名義)	山本運送株式会社
振込先金融機関 及び支店名	銀 行 よつびし 信用金庫 新宿 支店 その他 (その他：)
預 金 種 別	当座預金 普通預金
口 座 番 号	1 2 3 4 5 6 7

- (注) 1. 口座名義は申請者の住所及び氏名又は名称と同一とすること。
 2. 記入する内容については、通帳を確認のうえ、通帳の記載どおり確実に記入すること。
 3. 振込先金融機関及び支店名の欄については、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○をつけること。なお、その他の場合にあっては、金融機関名（例：○○市農業協同組合）を記入すること。
 4. 預金種別欄については、当座預金・普通預金のいずれかに○をつけること。

第11号様式（第13条第1項関係）

通常申請方式の実績報告の場合

捨て印を
忘れない！番年月
号日

国土交通大臣 殿

年月日は空欄

- リースの場合はリース会社
- 役職名必須
※代表者以外での申請は、
委任状が必要

住 所 東京都新宿区四谷2-3-*
 氏名又は名称 山本運送株式会社
 代表者氏名 代表取締役社長 山本 三郎 印

実印

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金に係る
事業実績報告書（事業I・事業II・事業III）

●年 ●月 ●日 付け 国自貨 第 ●号で補助金の交付決定通知のあった
令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金に係る事業を完了したので、補助金等に係る予算
の執行の適切性について付記する。付記の本文に記載されており（付記第179号）第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

付記の本文に記載されているもの：
 ……第6条の規定に基づき、●年●月●日付け国自貨第●号をもって
 国土交通大臣が下記のとおり交付することを決定…

記

優良ハイブリッドトラック・天然ガストラックの導入には「補助対象経費」欄は記入不要（注1）

1. 導入自動車等 別紙のとおり

2. 補助対象経費 金 円 (注1)

3. 補助金充当予定額 金 243,000 円(千円未満切り捨て)

車両価格差または改造費の1/3
複数台数の場合はその合計

4. 添付書類

ア. 補助対象経費に係る請求書の写し

イ. 補助対象経費の支払いを証する書類（添付できない場合は後日提出すること。）

ウ. 事業認定通知書の写し（事業Iに限る）

エ. 地方公共団体等の負担を証する書類（額の確定通知書又は地方公共団体等からの入金を証する書類。添付できない場合には後日提出することとし、交付決定通知書又は確約書を添付（交付申請書に添付したものから変更がない場合は省略可）すること。）

オ. その他参考となる書類（別紙において添付することを定めている書類等）

連絡先	(担当者名) 山田 太郎 (電話) 03-1111-22** (FAX) 03-1111-222*
送付先 住 所	(郵便番号 161-△△△△) 東京都新宿区四谷2-3-*

(注1) 1. 優良ハイブリッドトラック・天然ガストラックの導入には「補助対象経費」欄は記入不要。

2. 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

記入例

第11号様式（第13条第1項関係）

第1号申請時と異なる情報のみ記入、
申請時と変更がない場合、この列は空欄
とすること。

(事業III用)

導入優良ハイブリッド・天然ガス自動車（トラック）

通常申請時の「第1号様式③別紙」の内容を転記する	第1号様式申請時	変更箇所 (第1号様式申請時と変わらない項目は空欄とすること)
補助対象設備を導入した者（補助金を受け る者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 山本運送株式会社 住所： 東京都新宿区四谷2-3-*	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置	埼玉県川口市本町2-*	
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
導入自動車 (改造による導入にあっては使用過程車)	種別： 天然ガストラック 車名： トヨビシ ハンジョウ 型式： A F G - X Y Z	種別： 車名： 型式：
事業完了日 ※新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）又は経年車の廃車を伴う場合は使用済自動車を 引き渡した日のいずれか遅い日を記入	xx年 2月 5日	xx年 2月 10日
廃車する自動車 ※新車のみ導入の場合は記入不要	優良ハイブリッドトラック・天然ガストラックの導入には「補助対象経費」欄は 記入不要。（注4）	
補助対象経費	円 (円／台)	円 (円／台)
通常車両価格との差額×1／3	243,333 円 (円／台)	円 (円／台)
関係地方公共団体等補助額 ※複数ある場合は合計額を記入	地方公共団体等名： 全日本トラック協会 埼玉県トラック協会 243,000 円	地方公共団体等名： 円
台 数	1 台	台
補助金実績報告額（千円未満切り捨て）	243,000 円	円

- （注）1. 補助対象となる優良ハイブリッド自動車、天然ガス自動車の使用の本拠の位置並びに車名及び型式ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、廃車を伴う新車導入の場合は、1台ごとに1枚ずつ作成すること。
 2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
 3. 導入自動車の種別は、天然ガスバス、優良ハイブリッドバス、天然ガストラック、優良ハイブリッドトラック、使用過程車の天然ガスバス改造若しくは使用過程車の天然ガストラック改造の別を記入する。
 4. 優良ハイブリッドトラック・天然ガストラックの導入には「補助対象経費」欄は記入不要。
 5. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

自動車リース事業者にあっては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む	
事業が完了したことを確認するに足りる書類（自動車検査証の写し等）	<input checked="" type="checkbox"/>
廃車を伴う新車導入の場合は、経年車でかつ1年以上所有したことを証する書類及び廃車したことを証する書類 (廃車する自動車の詳細登録事項等証明書及び自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面を印刷したもの)	
年度内に別表事業III補助金交付申請要件に規定する台数以上の優良ハイブリッドトラック、天然ガストラックを 導入しない場合は、グリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等を取得していることを証する 書類の写し（既に提出済みの場合は省略可）	<input checked="" type="checkbox"/>
6. 自動車リース事業者にあっては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付す。 月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付	
リース事業者の申請のみ該当するものに○	必要に応じて○

記入例

第2号様式②（第5条第3項関係）

実績申請方式の場合

国土交通大臣 殿

捨て印を
忘れないに！

(事業III 導入後申請)

番年月日

年月日は空欄

- リースの場合はリース会社
- 役職名必須
- ※ 代表者以外での申請は、委任状が必要

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

東京都新宿区四谷2-3-*

山本運送株式会社

代表取締役社長 山本 三郎 印

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金交付申請書兼実績報告書

実印

下記により令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、申請するとともに、同法第14条の規定に基づき下記のとおり報告いたします。

車両価格差または改造費の1/3
複数台数の場合はその合計

1. 導入自動車等

のとおり

2. 補助対象経費 金

円 (注)1

3. 補助金交付申請額 金

243,000 円(千円未満切り捨て)

記

優良ハイブリッドトラック・天然ガストラックの導入には「補助対象経費」欄は記入不要（注1）

4. 経営する事業（當む業態に○をする）（注）2

	一般乗合旅客自動車運送事業	一般貸切旅客自動車運送事業
<input checked="" type="radio"/>	一般貨物自動車運送事業	第二種貨物利用運送事業
	自動車リース事業	その他（ ）

該当する箇所に○

5. 添付書類

- 補助対象経費に係る請求書の写し
- 補助対象経費の支払いを証する書類（添付できない場合には後日提出すること。）
- 地方公共団体等の負担を証する書類（額の確定通知書又は地方公共団体等からの入金を証する書類。添付できない場合には後日提出することとし、交付決定通知書又は確約書を添付すること。）
- 振込先調書
- 令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金の交付予定枠の内定通知書の写し
- その他参考となる書類（別紙において添付することを定めている書類等）

連絡先	(担当者) 山田太郎 (電話) 03-111-22** (FAX) 03-1111-222*
送付先 住 所	(郵便番号 161-△△△△) 東京都新宿区四谷2-3-*

- (注) 1. 優良ハイブリッドトラック・天然ガストラックの導入には「補助対象経費」欄は記入不要。
2. その他に該当する者は、経営する主な事業及びその内容を（ ）内に記載し、登記簿謄本等を添付するとともに、直近の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。
3. 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

第2号様式②（第5条第3項関係）

別紙（事業Ⅲ 導入後申請）

導入優良ハイブリッド・天然ガス自動車（トラック・バス）

補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 山本運送株式会社 住所： 東京都新宿区四谷2-3-*
使用の本拠の位置	埼玉県川口市本町2-* 補助を受ける事業者を記入
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入自動車 (改造による導入にあっては使用過程車)	種別： 天然ガストラック 車名： トヨビシ ハンジョウ 型式： A F G - X Y Z
事業完了（予定）日 ※新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）又は経年車の廃車を伴う場合は使用済自動車を引き渡した日のいずれか遅い日を記入	XX年 7月 10日 実際の車両登録日
廃車する自動車 ※新車のみの導入は記入不要	優良ハイブリッドトラック・天然ガストラックの導入には「補助対象経費」欄は記入不要（注4） 年 月 日
補助対象経費 車両価格差または改造費の1/3 複数台数の場合はその合計	（ 243,333円 円／台）
通常車両価格との差額×1/3	（ 243,333円 円／台）
関係地方公共団体等補助額 ※複数ある場合は合計額を記入	地方公共団体等名： 全日本トラック協会 埼玉県トラック協会 協調先の補助・助成金の合計 243,000円
台 数	1台
補助金交付申請額（千円未満切り捨て）	243,000円

- （注） 1. 補助対象となる優良ハイブリッド自動車、天然ガス自動車の使用の本拠の位置並びに車名及び型式ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、廃車を伴う新車導入の場合は、1台ごとに1枚ずつ作成すること。
 2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
 3. 導入自動車の種別は、優良ハイブリッドバス、天然ガスバス、優良ハイブリッドトラック、天然ガストラック、使用過程車の天然ガスバス改造若しくは使用過程車の天然ガストラック改造の別を記入する。
 4. 優良ハイブリッドトラック・天然ガストラックの導入には「補助対象経費」欄は記入不要。
 5. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

自動車リース事業者にあっては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む	<input type="checkbox"/>
事業が完了したことを確認するに足りる書類（自動車検査証の写し等）	<input checked="" type="checkbox"/>
廃車を伴う新車導入の場合は、経年車でかつ1年以上所有したことを証する書類及び廃車したことを証する書類（廃車する自動車の詳細登録事項等証明書及び自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面を印刷したもの）	<input type="checkbox"/>
優良ハイブリッドトラック・天然ガストラックについて、年度内の導入台数が3台以下の場合は、グリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等を取得していることを証する書類の写し（既に提出済みの場合は省略可）	<input checked="" type="checkbox"/>

6. 自動車リース事業者にあっては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと

月額リース料率を低減	・	車両本体価格から減額	・	借受人に現金で還付
------------	---	------------	---	-----------

リース事業者の申請のみ該当するものに○

必要に応じて○

車両代金請求書 (天然ガストラック、優良ハイブリッドトラック、_____ トラック)

xx 年 2 月 10 日

通常申請方式の場合、申請時の見積書と同じもの

原則、車両登録日以降の日付を記入する

山本運送 株式会社 様

リースの場合は、この下に(●●●運送様分)など、貸与先の名称を加える

(販売店)

住 所 埼玉県戸田市川岸 6-*

会社名 トヨビシ自動車販売(株) 印

会社印

通 称 名 : トヨビシ ハンジョウ (3トン幅広ロングバン)

型 式 : A F G - X Y Z

登録番号又は車体番号 : 大宮 100 あ 3△3△

車両代金合計 : 3,900,000 円消費 費 税 : 390,000 円総 額 : 4,290,000 円

品 名	金 額 (税抜き)
1. 車両本体価格 (シャーシ一部)	<u>3,080,000</u>
値引き	<u>850,000</u>
小計	<u>2,230,000</u>
2. 車両本体価格 (架装分)	<u>857,000</u>
値引き	<u>167,000</u>
小計	<u>690,000</u>
3. 改造費 (通常車両価格との差額)	<u>980,000</u>
値引き	<u>0</u>
小計	<u>980,000</u>
車両代金合計	<u>3,900,000</u>

優良ハイブリッド車は通常
車両価格との差額
(メーカーにより異なる)

記入例

第14号様式（第15条関係）

捨て印を
忘れずに！

支店申請の場合は支店受取りとし、本社受取りは認められない。（その逆も同様）
また、一申請者について一口座とする。

番号
年月日

支出官

国土交通省大臣官房会計課長 殿

年月日は空欄

- リースの場合はリース会社
- 役職名必須

住所 東京都新宿区四谷2-3-*
 氏名又は名称 山本運送株式会社
 代表者氏名 代表取締役社長 山本 三郎 印

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金請求書
(事業I・事業II・事業III)

実印

年月日付け 第号で補助金の額の確定通知のあった標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

記入しない

1. 補助金額	金 <u>_____</u> 円
2. 受取人 (口座名義)	フリガナ トウキョウトシンジュクヨツヤ
	住所 (〒 161 - △△△△) 東京都新宿区四谷2-3-*
	フリガナ ヤマモトウンソウカブシキガイシャ
	氏名 山本運送株式会社
3. 振込先金融機関 及び支店名	銀 行 よつびし 信用金庫 新宿 支店 その他 (その他：)
4. 預金種別	当座預金 普通預金
5. 口座番号	1 2 3 4 5 6 7

- (注) 1. 口座名義は申請者の住所及び氏名又は名称と同一とすること。
 2. 上記2. 以下の各欄は、通帳を確認のうえ、通帳の記載どおり確実に記入すること。
 3. 上記3. は、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○をつけること。なお、その他の場合にあっては、金融機関名（例：○○市農業協同組合）を記入すること。
 4. 上記4. は、当座預金・普通預金のいずれかに○をつけること。

記入例

通常申請の場合は実績報告時又は請求時
実績申請の場合は請求時に提出

捨て印を
忘れずに！

(実績報告書に添付)

年 月 日

年月日は空欄

国土交通省自動車局貨物課 殿

申請者 住 所 東京都新宿四谷坂町7-7-*

氏名又は名称 山本運送株式会社

代表者 氏名 代表取締役社長 山本 三郎 印

実印

申請内容変更届出書（軽微な変更）

申請内容が変更となりましたので、下記のとおり届出します。

変更項目		記	変更後の情報
①	申請者住所	旧	新
①	東京都新宿区四谷 2-3-*	東京都新宿区四谷坂町 7-7-*	
②			
③			
④		通常申請の場合、申請書第1号様式③(別紙)の項目に関する変更内容は、実績報告時の第11号様式 別紙③に記載すればよいため、この書式への記載は不要。	
⑤			
⑥		それ以外の情報の変更は、すべてこの書式で提出する。	
⑦		申請者の氏名又は名称、住所、代表者の変更の場合、謄本(写し)を添付すること(1回/年度)。	
⑧			
⑨			
⑩			

3. 申請書及び添付書類の様式等

※昨年度の様式と異なるものがありますので、必ず令和2年度用の様式を使用して下さい。

※番号は、「1. 補助制度 IV. 提出書類」の添付書類一覧表の番号と合致しています。

本補助制度の詳細および下記に記載のない様式は、国土交通省のホームページをご確認下さい。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000003.html)

- ① 交付予定枠の申込書（様式6） [共通様式]
- ② 補助金交付申請書（第1号様式③） [通常申請様式]
- ③ 導入優良ハイブリッド・天然ガス自動車（トラック・バス）（第1号様式③ 別紙） [通常申請様式]
- ④ 車両代金見積書 -推奨様式- [共通様式]
- ⑤ 確約書 -推奨様式- [共通様式]
- ⑥ 振込先調書 [共通様式]
- ⑦ 実績報告書（第11号様式） [通常申請様式]
- ⑧ 導入優良ハイブリッド 天然ガス自動車（トラック・バス）（第11号様式 別紙③） [通常申請様式]
- ⑨ 補助金交付申請書兼実績報告書（第2号様式②） [実績申請様式]
- ⑩ 導入優良ハイブリッド・天然ガス自動車（トラック・バス）（第2号様式② 別紙） [実績申請様式]
- ⑪ 車両代金請求書 -推奨様式- [共通様式]
- ⑫ 補助金請求書（第14号様式） [共通様式]
- ⑬ 申請内容変更届出書（軽微な変更） -推奨様式- [共通様式]
- ⑭ 交付申請取下届出書（第7号様式） [共通様式]
- ⑮ 事業計画変更承認申請書（第8号様式） [共通様式]
- ⑯ 事業中止（廃止）承認申請書（第9号様式） [共通様式]
- ⑰ 事業事故報告書（第10号様式） [共通様式]
- ⑱ 財産処分承認申請書（第15号様式） [共通様式]

【特記事項】

- ・「④ 車両代金見積書」、「⑪ 車両代金請求書」、「⑬ 申請内容変更届出書（軽微な変更）」には、国土交通省の様式がありませんので、本様式を推奨します。
- ・「⑤ 確約書」は国土交通省の様式がありますが、本様式を推奨します。
- ・「領収書」の様式は特に定めはありませんが、複数台数一括の場合は1台ごとにわかるような記載が必要です。

様式はコピーしてご使用ください

(FAXの送信記号等が残っているものは使用できません)

様式6

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金の交付予定枠の申込書
(優良ハイブリッドトラック、天然ガストラック)

年 月 日

○○ 運輸局長 殿

申請者	氏名又は名称 及び代表者名				印	
	住 所					
	担当者	氏 名		役 職		
		連絡先	電 話			FAX
補助申請予定車両	種別 (<input checked="" type="checkbox"/> をする)		<input type="checkbox"/> 優良ハイブリッドトラック、 <input type="checkbox"/> 天然ガストラック			
	車両総重量 (<input checked="" type="checkbox"/> をする) (最大積載量は減トン前)		<input type="checkbox"/> 軽自動車・2.5トン以下(軽除く)・ <input type="checkbox"/> 2.5トン超3.5トン以下・ <input type="checkbox"/> 3.5トン超(最大積載量4トン未満)・ <input type="checkbox"/> 3.5トン超(最大積載量4トン以上)			
	車名 (メーカー名)					
	型 式					
	登録(予定)日		年 月 日			
	補助対象経費(予定)		円 (※運用方針に規定する補助対象経費と通常車両価格との差額から補助金申請額を算出する場合は記載不要)			
	補助金申請額(予定)		円			
	使用の本拠の位置		都・道・府・県		市・区	
	本申請は使用過程車を天然ガス自動車に改造するものである。 (<input checked="" type="checkbox"/> をする)		<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ			
本申請車両は (<input type="checkbox"/> 自ら購入・ <input type="checkbox"/> リース) により導入するものである。(<input checked="" type="checkbox"/> をする) (リースの場合は、リース事業者名(予定) :)						
環境対応車(トラック)導入予定台数(全体)		台				
※上記、導入予定台数3台未満の場合は下記該当番号(①~⑤)に <input checked="" type="checkbox"/> をする(※複数回答可)						
<input type="checkbox"/> ①経年車の廃車あり、 <input type="checkbox"/> ②リースで導入、 <input type="checkbox"/> ③グリーン経営認証取得済、 <input type="checkbox"/> ④Gマーク取得済、 <input type="checkbox"/> ⑤ISO認証取得済						
地方公共団体等協調団体の補助額		円				
※複数ある場合は合計額を記入		(団体名 :)				

- (注) 1. 使用者たる運送事業者が導入予定車両1台毎に作成し、提出すること。リースによる導入の場合も同様とする。
 2. 補助対象経費に係る見積書の写し(既に導入した場合は上記該当欄に契約日を記載するとともに、補助対象経費に係る請求書の写し及び自動車検査証の写し)を添付すること。
 3. 経年車の廃車を伴う新車導入の場合は、廃車予定自動車の自動車検査証又は廃車済自動車の登録事項等証明書(詳細)の写しを添付すること。
 4. 使用過程車を天然ガス自動車に改造する予定の申し込みの場合は、見積書を添付すること。
 5. 過去に正当な理由無く内定を辞退した者にあっては、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。

内定整理番号 :

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金の交付予定枠の内定通知書
(優良ハイブリッドトラック、天然ガストラック)

上記の申請予定車両については、記載のとおり
下記の通り 補助金の交付予定枠を内定する。

年 月 日

○○運輸局長 印

第1号様式③(第5条第1項関係)

(事業III 導入前申請)

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

印

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金交付申請書

下記により令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定に基づき、申請します。

記

1. 導入自動車等 別紙のとおり

2. 補助対象経費 金 円 (注)1

3. 補助金交付申請額 金 円(千円未満切り捨て)

4. 経営する事業(営む業態に○を付ける)(注)2

一般乗合旅客自動車運送事業	一般貸切旅客自動車運送事業
一般貨物自動車運送事業	第二種貨物利用運送事業
自動車リース事業	その他()

5. 添付書類

ア. 補助対象経費に係る見積書の写し

イ. 地方公共団体等の負担を証する書類(添付することが困難な場合には、確約書)

ウ. 振込先調書

エ. 令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金の交付予定枠の内定通知書の写し

オ. その他参考となる書類(別紙において添付することを定めている書類等)

連絡先	(担当者)	(電話)	(FAX)
送付先	(郵便番号)		
住 所			

(注)1. 優良ハイブリッドトラック・天然ガストラックの導入には「補助対象経費」欄は記入不要。

2. その他に該当する者は、経営する主な事業及びその内容を()内に記載し、登記簿謄本等を添付するとともに、直近の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

3. 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

導入優良ハイブリッド・天然ガス自動車(トラック・バス)

補助対象設備を導入する者(補助金を受ける者)の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称: 住所:
使用の本拠の位置	
使用者(借受人)の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称: 住所:
導入自動車 (改造による導入にあっては使用過程車)	種別: 車名: 型式:
事業着手(予定)日	年月日 (但し、交付決定の通知を受けた日以降とする。)
事業完了(予定)日 ※新車新規登録日(軽自動車の場合は新車新規検査届出日) 又は経年車の廃車を伴う場合は使用済自動車を引き渡した日のいずれか遅い日を記入	年月日
廃車する自動車 ※新車のみの導入は記入不要	初度登録年月日: 年月日 登録番号:
補助対象経費	(円 円/台)
通常車両価格との差額×1/3	(円 円/台)
関係地方公共団体等補助額 ※複数ある場合は合計額を記入	地方公共団体等名: 円
台数	台
補助金交付申請額(千円未満切り捨て)	円

- (注) 1. 補助対象となる優良ハイブリッド自動車、天然ガス自動車の使用の本拠の位置並びに車名及び型式ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、廃車を伴う新車導入の場合は、1台ごとに1枚ずつ作成すること。
 2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
 3. 導入自動車の種別は、優良ハイブリッドバス、天然ガスバス、優良ハイブリッドトラック、天然ガストラック、使用過程車の天然ガスバス改造若しくは使用過程車の天然ガストラック改造の別を記入する。
 4. 優良ハイブリッドトラック・天然ガストラックの導入には「補助対象経費」欄は記入不要。
 5. 次の資料を添付すること。(提出の場合は○を付けること。)

優良ハイブリッドトラック・天然ガストラックについて、年度内の導入台数が3台以下の場合は、グリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等を取得していることを証する書類の写し(既に提出済みの場合は省略可)	
---	--

6. 自動車リース事業者にあっては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減	・	車両本体価格から減額	・	借受人に現金で還付
------------	---	------------	---	-----------

車両代金見積書（天然ガストラック、優良ハイブリッドトラック、_____ トラック）

年 月 日

様

(販売店)

住 所

会社名

印

通 称 名 :

型 式 :

車両代金合計 : _____ 円

消 費 税 : _____ 円

総 額 : _____ 円

品 名	金 額 (税抜き)
1. 車両本体価格 (シャーシー部分)	
値引き	
小計	
2. 車両本体価格 (架装分)	
値引き	
小計	
3. 改造費 (通常車両価格との差額)	
値引き	
小計	
車両代金合計	

年　月　日

国土交通省自動車局長 殿

住 所

氏名又は名称

代表者 氏名

印

確 約 書

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金の交付申請に当たり、下記のとおり地方公共団体等の協調補助が行われることを確約いたします。

記

協調補助対象

1. 地方公共団体等の名称

金 円

2. 導入自動車等の導入数

・導入自動車等（ ）の導入台数 台

3. 補助申請（予定）金額

金 円

その他の補助

補助金（助成金）交付者名	台 数	金 額
	台	円

【補助金交付申請書・補助金申請書兼実績報告書（第1号様式、第2号様式）に添付する振込先調書の様式】

年　月　日

国土交通省自動車局長 殿

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

印

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金の振込先調書
(事業I・事業II・事業III)

フリガナ			
住 所 (口座住所)	(〒 -)		
フリガナ			
氏 名 (口座名義)			
振込先金融機関 及び支店名	銀 行 信用金庫 その他 (その他：)		
預 金 種 別	当座預金	普通預金	
口 座 番 号			

- (注) 1. 口座名義は申請者の住所及び氏名又は名称と同一とすること。
2. 記入する内容については、通帳を確認のうえ、通帳の記載どおり確実に記入すること。
3. 振込先金融機関及び支店名の欄については、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○をつけること。なお、その他の場合にあっては、金融機関名（例：〇〇市農業協同組合）を記入すること。
4. 預金種別欄については、当座預金・普通預金のいずれかに○をつけること。

第11号様式（第13条第1項関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所

氏名又は名称

代表者 氏名

印

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金に係る
事業実績報告書（事業I・事業II・事業III）

年 月 日 付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった
令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金に係る事業を完了したので、補助金等に係る予算
の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定に基づき、下記のとおり
報告します。

記

1. 導入自動車等 別紙のとおり

2. 補助対象経費 金 円 (注)1

3. 補助金充当予定額 金 円(千円未満切り捨て)

4. 添付書類

ア. 補助対象経費に係る請求書の写し

イ. 補助対象経費の支払いを証する書類(添付できない場合は後日提出すること。)

ウ. 事業認定通知書の写し（事業Iに限る）

エ. 地方公共団体等の負担を証する書類（額の確定通知書又は地方公共団体等からの入金を
証する書類。添付できない場合には後日提出することとし、交付決定通知書又は確約書を
添付（交付申請書に添付したものから変更がない場合は省略可）すること。）

オ. その他参考となる書類（別紙において添付することを定めている書類等）

連絡先	(担当者名)	(電話)	(FAX)
送付先 住 所	(郵便番号)		

(注)1. 優良ハイブリッドトラック・天然ガストラックの導入には「補助対象経費」欄は記入不要。

2. 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

導入優良ハイブリッド・天然ガス自動車（トラック・バス）

	第1号様式申請時	変更箇所 (第1号様式申請時と変わらない項目は空欄とすること)
補助対象設備を導入した者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置		
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
導入自動車 (改造による導入にあっては使用過程車)	種別： 車名： 型式：	種別： 車名： 型式：
事業完了日 ※新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）又は経年車の廃車を伴う場合は使用済自動車を引き渡した日のいずれか遅い日を記入	年　　月　　日	年　　月　　日
廃車する自動車 ※新車のみ導入の場合は記入不要	初度登録年月日：　年　月　日 登録番号：	初度登録年月日：　年　月　日 登録番号：
補助対象経費	円 (　　円／台)	円 (　　円／台)
通常車両価格との差額×1／3	円 (　　円／台)	円 (　　円／台)
関係地方公共団体等補助額 ※複数ある場合は合計額を記入	地方公共団体等名： 円	地方公共団体等名： 円
台数	台	台
補助金実績報告額（千円未満切り捨て）	円	円

- (注) 1. 補助対象となる優良ハイブリッド自動車、天然ガス自動車の使用の本拠の位置並びに車名及び型式ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、廃車を伴う新車導入の場合は、1台ごとに1枚ずつ作成すること。
 2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
 3. 導入自動車の種別は、天然ガスバス、優良ハイブリッドバス、天然ガストラック、優良ハイブリッドトラック、使用過程車の天然ガスバス改造若しくは使用過程車の天然ガストラック改造の別を記入する。
 4. 優良ハイブリッドトラック・天然ガストラックの導入には「補助対象経費」欄は記入不要。
 5. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

自動車リース事業者にあっては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む	
事業が完了したことを確認するに足りる書類（自動車検査証の写し等）	
廃車を伴う新車導入の場合は、経年車でかつ1年以上所有したことを証する書類及び廃車したことを証する書類 (廃車する自動車の詳細登録事項等証明書及び自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面を印刷したもの)	
年度内に別表事業Ⅲ補助金交付申請要件に規定する台数以上の優良ハイブリッドトラック、天然ガストラックを導入しない場合は、グリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等を取得していることを証する書類の写し（既に提出済みの場合は省略可）	

6. 自動車リース事業者にあっては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下のなかから適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減	・	車両本体価格から減額	・	借受人に現金で還付
------------	---	------------	---	-----------

第2号様式②(第5条第3項関係)

(事業III 導入後申請)

番号
年月日

国土交通大臣 殿

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

印

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金交付申請書兼実績報告書

下記により令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、申請するとともに、同法第14条の規定に基づき下記のとおり報告いたします。

記

1. 導入自動車等 別紙のとおり

2. 補助対象経費 金 円 (注)1

3. 補助金交付申請額 金 円(千円未満切り捨て)

4. 経営する事業(當む業態に○をする) (注)2

一般乗合旅客自動車運送事業	一般貸切旅客自動車運送事業
一般貨物自動車運送事業	第二種貨物利用運送事業
自動車リース事業	その他()

5. 添付書類

ア. 補助対象経費に係る請求書の写し

イ. 補助対象経費の支払いを証する書類(添付できない場合には後日提出すること。)

ウ. 地方公共団体等の負担を証する書類(額の確定通知書又は地方公共団体等からの入金を証する書類。添付できない場合には後日提出することとし、交付決定通知書又は確約書を添付すること。)

エ. 振込先調書

オ. 令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金の交付予定枠の内定通知書の写し

カ. その他参考となる書類(別紙において添付することを定めている書類等)

連絡先	(担当者)	(電話)	(FAX)
送付先	(郵便番号)		
住所			

(注) 1. 優良ハイブリッドトラック・天然ガストラックの導入には「補助対象経費」欄は記入不要。

2. その他に該当する者は、経営する主な事業及びその内容を()内に記載し、登記簿謄本等を添付するとともに、直近の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

3. 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

導入優良ハイブリッド・天然ガス自動車（トラック・バス）

補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置	
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入自動車 (改造による導入にあっては使用過程車)	種別： 車名： 型式：
事業完了（予定）日 ※新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）又は経年車の廃車を伴う場合は使用済自動車を引き渡した日のいずれか遅い日を記入	年 月 日
廃車する自動車 ※新車のみの導入は記入不要	初度登録年月日： 年 月 日 登録番号：
補助対象経費	（ 円 円／台）
通常車両価格との差額×1／3	（ 円 円／台）
関係地方公共団体等補助額 ※複数ある場合は合計額を記入	地方公共団体等名： 円
台 数	台
補助金交付申請額（千円未満切り捨て）	円

- (注) 1. 補助対象となる優良ハイブリッド自動車、天然ガス自動車の使用の本拠の位置並びに車名及び型式ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、廃車を伴う新車導入の場合は、1台ごとに1枚ずつ作成すること。
 2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
 3. 導入自動車の種別は、優良ハイブリッドバス、天然ガスバス、優良ハイブリッドトラック、天然ガストラック、使用過程車の天然ガスバス改造若しくは使用過程車の天然ガストラック改造の別を記入する。
 4. 優良ハイブリッドトラック・天然ガストラックの導入には「補助対象経費」欄は記入不要。
 5. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

自動車リース事業者にあっては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む	
事業が完了したことを確認するに足りる書類（自動車検査証の写し等）	
廃車を伴う新車導入の場合は、経年車でかつ1年以上所有したことを証する書類及び廃車したことを証する書類（廃車する自動車の詳細登録事項等証明書及び自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面を印刷したもの）	
優良ハイブリッドトラック・天然ガストラックについて、年度内の導入台数が3台以下の場合は、グリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等を取得していることを証する書類の写し（既に提出済みの場合は省略可）	

6. 自動車リース事業者にあっては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減	・	車両本体価格から減額	・	借受人に現金で還付
------------	---	------------	---	-----------

車両代金請求書（天然ガストラック、優良ハイブリッドトラック、_____ トラック）

年 月 日

様

(販売店)

住 所

会社名

印

通 称 名 :

型 式 :

登録番号又は車体番号 :

車両代金合計 : _____ 円

消費税 : _____ 円

総額 : _____ 円

品 名	金額(税抜き)
1. 車両本体価格(シャーシ部分)	
値引き	
小計	
2. 車両本体価格(架装分)	
値引き	
小計	
3. 改造費(通常車両価格との差額)	
値引き	
小計	
車両代金合計	

第14号様式(第15条関係)

番号
年月日

支出官

国土交通省大臣官房会計課長 殿

住 所

氏名又は名称

代表者 氏名

印

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金請求書
(事業I・事業II・事業III)

年月日付け 第 号で補助金の額の確定通知のあった標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金額	金 円	
2. 受取人 (口座名義)	フリガナ	
	住 所	(〒 - - -)
	フリガナ	
	氏 名	
3. 振込先金融機関 及び支店名	銀 行 信用金庫 その他 (その他 :)	支店
4. 預金種別	当座預金	普通預金
5. 口座番号		

- (注) 1. 口座名義は申請者の住所及び氏名又は名称と同一とすること。
 2. 上記2. 以下の各欄は、通帳を確認のうえ、通帳の記載どおり確実に記入すること。
 3. 上記3. は、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいづれかに○をつけること。なお、その他の場合にあっては、金融機関名(例: ○○市農業協同組合)を記入すること。
 4. 上記4. は、当座預金・普通預金のいづれかに○をつけること。

(実績報告書に添付)
年 月 日

国土交通省自動車局貨物課 殿

申請者 住 所 _____
氏名又は名称 _____
代表者 氏名 _____ 印

申請内容変更届出書（軽微な変更）

申請内容が変更となりましたので、下記のとおり届出します。

記

変更項目		旧	新
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			

第7号様式（第9条第1項関係）

番号
年月日

国土交通大臣 殿

住所
氏名又は名称
代表者氏名

印

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金交付申請取下届出書
(事業I・事業II・事業III)

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった
令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金については、下記の事項について不服があるので、
補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条の規定に基づき、
同補助金の交付申請（ 年 月 日付け 第 号）を取り下げます。

記

1. 補助金の額
2. 申請年月日
3. 不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件
4. 取り下げる理由

連絡先 (担当者)	(電話)	(FAX)
--------------	------	-------

第8号様式（第10条第2項関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者 氏名

印

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金に係る
事業計画変更承認申請書（事業I・事業II・事業III）

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった
令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金に係る事業について、下記の理由によりその内容
又は経費の配分を変更したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30
年法律第179号）第7条の規定に基づき、申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更する理由
3. その他必要な書類
 - ア. 補助金交付申請書（写）に変更する部分を上段に括弧書きしたもの
 - イ. 変更内容を確認するに足りる書面（変更後の見積書の写し等）

連絡先	(担当者)	(電 話)	(FAX)
送付先	(郵便番号)		
住 所			

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。

また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

第9号様式（第11条第2項関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者 氏名

印

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金に係る
事業中止（廃止）承認申請書（事業I・事業II・事業III）

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった
令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金に係る事業について、下記の理由により同事業を
中止（廃止）したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第
179号）第7条の規定に基づき、申請します。

記

1. 事業を中止（廃止）する理由
2. 事業を中止する期間及び再開後の完了年月日
3. その他必要な書類

連絡先	(担当者名)	(電話)	(FAX)
送付先	(郵便番号)		
住 所			

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。

また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

第10号様式（第12条第1項関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者 氏名

印

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金に係る
事業事故報告書（事業I・事業II・事業III）

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった
年度自動車環境総合改善対策費補助金に係る事業について、下記のとおり事故が発生した
ので、報告します。

記

1. 事故の種類
2. 事故の主な原因
3. 事故に対する事業補助事業者の対処方針
4. 事故に伴い経費の配分に変更がある場合はその内容

連絡先	(担当者)	(電話)	(FAX)
送付先	(郵便番号)		
住 所			

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。

また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

第15号様式（第16条第3項関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

印

財産処分承認申請書（事業I・事業II・事業III）

年度自動車環境総合改善対策費補助金に係る事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、申請します。

記

1. 処分しようとする財産の明細

2. 処分の内容

3. 処分しようとする理由

4. その他必要な書類

連絡先	(担当者名)	(電 話)	(FAX)
送付先	(郵便番号)		
住 所			

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。

また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

4. お問い合わせの多い事項 Q & A

注意：協調先となるトラック協会や地方自治体等が定める各種期日等は国土交通省と必ずしも一致していないため、それぞれの窓口にお問い合わせ下さい。

■ 補助要件に関する質問 ■

Q: 国土交通省の補助金だけを受けることはできますか？

A: できません。トラック協会あるいは導入する車両の「使用の本拠の位置」の属する地方自治体等、国土交通省以外のいずれかの補助金を受けなければなりません（協調補助要件）。

Q: トラック協会の会員ではないのですが、国土交通省の補助金は受けられますか？

A: 国土交通省の補助金の要件を満たせば受けられます。ただし、国土交通省以外に地方自治体等の補助金を受け、「協調補助要件」を満たす必要がありますのでご注意下さい。

Q: 自家用（白ナンバー）の車両を導入する予定ですが、国土交通省の補助金は受けられますか？

A: 受けられません。国土交通省は営業用（緑および黒ナンバー）のみが対象です。

Q: 昨年度以前に登録した車両ですが、補助金は受けられますか？

A: 使用過程車の天然ガストラックへの改造の場合のみ、補助対象となります。それ以外は、令和2年度新規登録車両に限ります。

Q: 経年車の廃車を伴う新車導入の場合、「通常車両価格との差額の1／3（新車の天然ガストラック・優良ハイブリッドの場合）」を受けられるとなっていますが、「経年車の廃車」の定義は何ですか？

A: 「経年車」は新規登録日から起算した車齢が令和2年度中に1年以上経過している自動車を指します。「廃車」とは使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づいて引取業者に使用済自動車を引き渡すことをいいます。
また、廃車する自動車は引取業者に引き渡した日（引取日）以前過去1年間以上所有していること自動車検査証上の所有者名が新車導入事業者と一致していることが必要です。

Q: 年度内に導入予定の補助対象車両が3台未満ですが、補助金は受けられますか？

A: 受けられません。ただしグリーン経営認証制度、Gマーク（安全性優良事業所認定制度）、ISO9001／14001認証制度などの認定を受けている運送事業者は、その認定書の写しを添付すれば、年度内に1台の導入でも補助金が受けられます。

また、経年車の廃車を伴う新車導入の場合も、年度内に1台の導入でも補助金交付を受けられます。

Q: 国の補助金を受けずに導入した車両は、台数要件の台数にカウントできますか？

A: 国土交通省の補助対象車両であれば、補助金を受けずに導入した場合も台数として認められます。補助金申請する車両の申請書に、「3台要件確認用」として車検証の写しを添付して下さい。

Q: （ISO等をもっていない場合）1台購入し、2台をリースで導入したいのですが、台数要件を満たしますか？

A: 台数要件は満たします。リースで導入した車両の車検証の写しを申請書に添付して下さい。

■ 申請方法・手順に関する質問 ■

Q: 事業完了日とは車両の登録日のことですか？

A: 新車のみ導入の場合は、車両の新規登録日を指します。

また、実績報告で経年車の廃車を伴う場合は、新規登録日又は使用済自動車を引き渡した日のいずれか遅い日を指します。

Q: 国土交通省の申請書類はどこに行けば入手できますか？

A: 「交付予定枠の申込書」、申請書とも、国土交通省自動車局のウェブサイトに掲載され、ダウンロードすることができます。また、LEVOのホームページでも「環境対応車導入事業」のページに情報を掲載しています。インターネットをご利用いただける環境にない場合等は、LEVOにお問い合わせ下さい。尚、協調先となるトラック協会や地方自治体等の申請書は、それぞれの窓口にお問い合わせ下さい。

[参考：国土交通省 環境に優しいクルマの普及を目指して 事業III（ハイブリットバス・トラック、天然ガスバス・トラックの導入支援】

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000003.html

Q: 「内定通知書」を受領すれば、補助金を受けられることになるのですか？

A: 違います。「交付予定枠の内定通知書」を受領すると、国土交通省への申請を行う権利を得たことになるだけです。内定通知書を添えて補助金申請を行う必要がありますので、十分ご注意下さい。

Q: リースでの導入の場合、「交付予定枠の申込書」は誰が提出するのですか？

A: 車両を使用する運送事業者です。リースで導入する場合も、リース会社名ではなく、必ず使用（賃借）する運送事業者名で提出して下さい。

Q: リースでの導入の場合、国土交通省の申請書は誰が作成・提出するのですか？

A: 車両の所有者であるリース会社です。

Q: 1件の申請書に、2台以上まとめて申請することはできますか？

A: できます。その場合、申請書の中に2台分の額の合計を記載する項目もありますので、ご注意下さい。なお、導入車両のメーカーや事業完了予定月が異なる場合は、別々の申請として下さい。

Q: 架装なしのシャシー本体だけで申請することはできますか？

A: できます。架装部分を既存車両から乗せ替える場合等が、これに該当します。

■ 申請スケジュールに関する質問 ■

Q: 地方自治体への申請書は、いつまでに提出すればよいのですか？

A: 自治体によって異なりますので、それぞれの自治体窓口にお問い合わせ下さい。多くの自治体では、車両登録後の申請（実績申請方式）を受付けていませんので、ご注意下さい。

Q: 「〇〇の日から30日」は、どのように数えるのですか？また、30日目が休日になったときの考え方は？

A: 「〇〇の日から30日を経過した日まで」が正しい言い方です。例えば、車両登録日が4月1日の場合、「1日経過した日」は「4月2日」となり、30日経過した日は5月1日となります。

なお、「30日経過した日」が行政機関の休日の場合、「休日以前の最後の平日」を「30日経過した日」とみなしますので、ご注意下さい。

■ 車両の登録に関する質問 ■

Q: 「通常申請」を行った場合、車両はいつまでに登録すればよいのですか？

A: 要綱では令和3年1月1日から3月31日までに登録することとしていますが、協調先のトラック協会、自治体が指定している登録期限に合わせて登録する必要があります。

また、国土交通省への申請後、交付決定が下りた後でなければ登録できません。目安として交付決定から一週間以上あけて下さい。

Q: 「実績申請」を行う場合、車両はいつまでに登録すればよいのですか？

A: 令和2年4月1日から令和2年12月31日までの間に登録して下さい。

Q: （「通常申請」「実績申請」方式とも）登録日が予定より早くなりそうですが、大丈夫ですか？

A: 問題ありません。ただし、「通常申請」した場合は、交付決定が下りてからの登録となります。

Q: 4月早々に登録したのですが、国土交通省の補助金は受けられますか？

A: 受けられます。まずは令和2年9月1日から令和2年9月18日までに「交付予定枠の申込書」を提出し、「交付予定枠の内定通知書」を受領した後に「実績申請」方式での補助金交付申請を行うことになります。

ただし、協調先が、車両登録後に申請する実績申請方式を認めていない地方自治体である場合や、認めている場合でもそれぞれの要綱に定められた車両登録の開始日が、実際の車両登録日以降の場合もありますので、十分ご注意下さい。協調先がない場合、国土交通省の補助金申請も無効となってしまいます。

■ 申請内容に関する質問 ■

Q: 本社名ではなく支社（支店）名で申請することはできますか？

A: できます。ただし、申請者となる支社（支店）長への代表者からの委任状を提出して下さい。リース会社の場合も同様です。年度最初の申請時に一度提出すれば、その後は必要ありません。

Q: 書き損じたのですが、捨て印を使って内容を修正できますか？

A: できます。ただし、金額だけは捨て印があっても修正できません。

■ 添付書類に関する質問 ■

Q: ISOなどを取得中で、手元にまだ証明書がありません。どうすればよいですか？

A: 通常申請方式の場合は第1号様式③別紙の、実績申請方式の場合は第2号様式②別紙の（注）5. にある「年度内の導入台数が3台以下の場合は、・・・」の欄外に、認証取得中である旨と、取得予定日を鉛筆で記入して下さい。また、認証を取得したら速やかに写しをLEVOに送付して下さい。

Q: 「地方公共団体等の負担を証する書類」とは何ですか？

A: 協調先の助成金等についての「額の確定通知書」あるいは、地方自治体からの入金を証する書類です。地方トラック協会や自治体によって、「交付決定通知書」と「額の確定通知書」を分けて発行するところと、「交付決定および額の確定通知書」を発行するところがありますが、前者の場合、「額の確定通知書」のみが有効です。

■ 支払い・請求・振込み等に関する質問 ■

Q: 割賦で購入した車両や手形で支払った車両は認められますか？

A: 原則として認められません。補助対象経費の支払いは、現金または振込を原則とします。

Q: 架装メーカーが複数ありますが、見積書・請求書・領収書はどうすればよいですか？

A: それぞれの会社ごとに分けて作成し、すべて提出して下さい。

Q: 領収書の日付はいつまでが有効ですか？また、いつまでに提出しなくてはいけないですか？

A: 年度内に現金又は振込による車両代金の支払いを完了し、車両登録から90日以内または令和3年4月10日のいずれか早い日までに領収書を提出して下さい。

Q: 請求書の額と領収書の額が異なってもよいのですか？

A: 基本は同額ですが、補助対象経費が明細として表示されていれば諸費用等を含んでいても有効です。

Q: 振込先調書と補助金請求書（第14号様式）は、両方提出する必要がありますか？

A: 必ず両方提出して下さい。

Q: 補助金請求はどのようにすればよいのですか？

A: 通常申請、実績申請とも、補助金の請求は補助金の額の確定通知があつてから提出することになっていますが、支払い事務を迅速に行うため、補助金請求書（第14号様式）に必要事項を記入し、LEVOに送付する申請書類に同封して下さい。後日の送付でも結構です。ただし、提出日、確定通知日、確定番号、補助金額は絶対に記入しないで下さい。LEVOにて保管し、国土交通省の「額の確定」が下りた後LEVOで記載して国土交通省に提出（＝補助金請求）します。

Q: 申請した車両ごとに補助金の振込先を変えたいのですが、可能ですか？

A: 振込先は申請者ごとに年度で一ヶ所に限定して下さい。支社（支店）での申請の場合、支社（支店）ごとに一ヶ所を限定して下さい。

Q: 申請してから補助金をもらえるまでに、どのくらいかかりますか？

A: 状況により様々なため、一概には言えません。年度後半の申請に関しては、年度をまたいで支払いが行われる場合もあります。

■ 変更・取り下げ等に関する質問（申請した年度内の場合） ■

Q: （「通常申請」方式で）申請後、補助対象経費等が変わったのですが、どうすればよいですか？

A: 変更の内容が、車両登録後に提出する「実績報告書（第11号様式別紙③）」の右側の欄に記載できる内容であれば、実績報告書を提出するだけで結構です。

それ以外の内容であれば、「申請内容変更届出書（軽微な変更）」に、変更前と後の情報を記載し、実績報告書に添付してLEVOに送付して下さい。尚、社名・会社の住所・代表者が変更になった場合は、謄本の写しを添付して下さい。

Q: （「実績申請」方式で）申請後、代表者名等が変わったのですが、どうすればよいですか？

A: 「申請内容変更届出書（軽微な変更）」に、変更前と後の情報を記載し、「額の確定」が降りる前にLEVOに送付して下さい。尚、社名・会社の住所・代表者が変更になった場合は、謄本の写しを添付して下さい。「額の確定」後の補助金請求時に、LEVOから国土交通省に提出します。

Q: 申請した車両の導入を取りやめたいのですが、どうすればよいですか？

A: LEVOリースの場合、すみやかにLEVOの事業部業務班の各メーカー担当（[電話：03-3359-8537](#)）にご連絡下さい。それ以外の場合は、管轄の地方運輸局または運輸支局にご連絡下さい。

■ 変更・取り下げ等に関する質問（申請の翌年度以降の場合） ■

Q: 社名、代表取締役、住所などが変わったのですが、どうすればよいですか？

A: LEVOリースの場合、まずはLEVOの総務・リース管理部（[電話：03-3359-8461](#)）にご連絡下さい。購入およびLEVO以外のリース利用の場合は、管轄の地方運輸局又は運輸支局と、協調先の自治体等にご相談下さい。

Q: 車両が事故を起こした場合や使用の本拠地を変更したい場合はどうすればよいですか？

A: 上記と同様です。

Q: 申請して補助金をもらった翌年以降に車両を売却等してもよいのですか？

A: 補助金を受けて導入した車両は「財産処分の制限」があり、決められた期間の間は処分することができません。処分する際は、事前承認および補助金の返還が必要になります。

■ LEVO リースに関する質問 ■

※LEVOリースの詳細は、本書の「5. LEVOリースでの車両導入をご希望の場合」参照下さい。

Q: LEVOのリースを利用したいのですが、どうすればよいですか？

A: LEVOの事業部業務班（電話：03-3359-8536）にご連絡下さい。内容に応じた担当者が詳細についてのご連絡をさせていただきます。

Q: LEVOリースを利用した場合、補助金申請は誰が行うのですか？

A: LEVOが行います。導入する車両のメーカー担当者がご連絡いたしますので、リース契約及び補助金交付申請に必要な各種の書類提出について、ご協力をお願いいたします。

Q: LEVOリースを利用した場合、補助金はどこに支払われるのですか？

A: LEVOに支払われます。補助金額を現金で還付又は月額リース料を低減することで、補助金分を還元いたします。（LEVOは原則月額リース料を低減致します）

■ お問い合わせ ■

Q: 補助金交付申請について、わからないときはどこに相談すればよいのですか？

A: 内容全般については、LEVOの事業部業務班（電話：03-3359-8537）へご相談下さい。

また、LEVOリースの契約内容およびリース料金などについては、総務・リース管理部（電話：03-3359-8461）へご連絡下さい。

5. L E V O リースでの車両導入を ご希望の場合

LEVOリースの特徴

1. 国、トラック協会、地方自治体等が実施する、環境対応車導入に対する補助金交付制度をできるかぎり利用し、**月額リース料を低減**させた内容で契約いたします。

- ・国（主に国土交通省）、全日本トラック協会および各地方トラック協会、地方自治体等が実施する補助金・助成金制度について、確実に利用できるよう情報収集し、適切なタイミングで申請手続き等を行います。
- ・煩雑な申請業務はすべてLEVOで行いますので、運送事業者の皆様はリース契約に必要な各種書類提出と手続きを行っていただくだけです。ただし、地方自治体等の助成金申請には、国の申請とは異なる証書類（貸与先事業者の納税証明書等）を要する場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

I. LEVOリースの基本内容

- ・当機構のリースは、契約終了時点の残存価格を明示しない「**クローズドエンド方式**（※）」です。
- ・リース契約時には、**代表者個人が連帯保証人（印鑑証明が必要）**となっていただきます。ただし、必要に応じ、第三者の連帯保証人をお願いする場合があります。
- ・リース契約期間中の**途中解約は原則としてできません**。全損事故等でやむを得ず解約する場合は、当機構へ速やかにご連絡下さい。（国等の補助金規定により、補助金の返還が必要となり、お客様のご負担となります。）

※ご契約時にLEVOが残存価格を設定し、その残存価格を保証することでお客様は契約終了時にご利用いただいた自動車をご返却いただくのみとなります。オープンエンド方式に対して、自動車の価値に対するリスクを軽減する方式と考えることができます。

II. リース料金に含まれるもの

- ・リース料金には自動車税および消費税が含まれます。
- ・その他、**公租公課（取得税、重量税、自動車損害賠償責任保険等）及び登録諸費用等の実費**は、**基本的にはお客様のご負担**となりますので、自動車販売会社（ディーラー）等へお支払い下さい。ただし、ご希望によって、公租公課及び登録諸費用等を一括してリース扱いとすることもできますので、ご相談下さい。
- ・リース期間中の車検費用、修理費用等の**メンテナンス費用**は、**別途お客様のご負担**となります。
- ・リース期間中に法令の改正等によって該当車両の費用負担が発生した場合は、**お客様のご負担**となります。

III. リース対象

- ・**積載量2～3トンクラス**は、原則、**架装付きのリース**となります。ただし、軽四輪車はシャシーのみでもリース可能です。

- ・注文架装を含めたリースをご希望の場合は、自動車販売会社（ディーラー）の架装見積書を添えてお申し込み下さい。なお、注文架装の対象は原則として次のとおりです。
 - ① 一般的に輸送業務上必要な装備（装備例：バン架装、冷蔵・冷凍架装、塵芥架装、ウイング架装、平ボデー架装、パワーゲート架装、深アオリダンプ架装、クレーン付架装、等）
 - ② 看板、塗装
 - ③ 安全・環境・省エネ等に関する機器装置（装置例：EMS用機器、デジタルタコグラフ、衝突被害軽減ブレーキ、エコライブ・ナビゲーションシステム、等）

IV. リース期間

- ・リース期間は、最大積載量（基本車）によって次のようにになります。この期間内で、ご希望のリース期間を選択していただくことができます。
 - ① 2トン以下 3年、4年または5年
 - ② 2トン超～4トン未満 4年または5年
 - ③ 4トン以上 5年または6年
- ・ただし、地方自治体の補助金を活用している場合、選択されたリース期間が地方自治体の財産処分制限期間を満たしていないときは、その不足期間の再リースを条件とします。
- ・リース期間満了後は、買取りまたは再リースを選択できます。なお、再リース期間は**1年または2年**とします。

V. リース料金のお支払い方法

- ・リース料金の支払いは、原則、**お客様ご指定の銀行口座からの自動引き落とし**とさせていただきます。
新規リース申込の場合、初回請求分については、請求書送付によるお振込みとなります。
- ・リース料金は**前払い方式**のため、初回請求分は契約月分と翌月分となります。必要に応じ「預かり保証金」を別途お願いする場合があります。

VI. その他

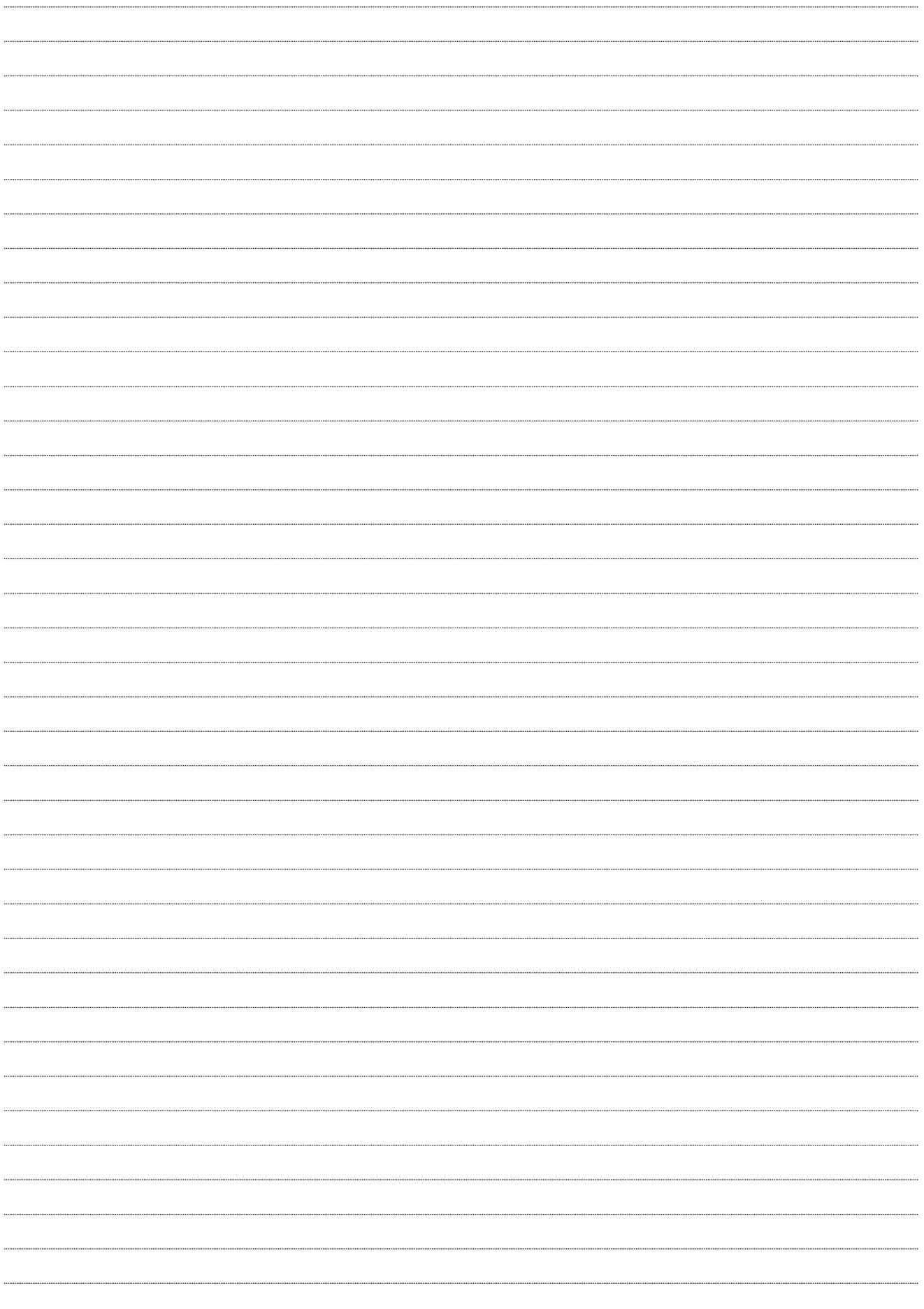
- ・リース期間中に助成を受けたトラック協会を脱会した場合は、当該協会から交付された助成金の返還が必要となります。その場合は、返還対象となった助成金相当額はお客様のご負担となります。
- ・当機構では、申し込みを受けた時点で直ちに国への補助金申請及び自動車販売会社への車両発注（契約）を行います。従って、申し込み後の取り下げ、車種・仕様等の変更により、所要の費用が発生した場合、その費用はお客様にご負担いただくこととなりますので、十分ご注意下さい。
- ・その他、ご希望事項等がございましたら、個別にご相談させていただきます。

【LEVOLリースの契約内容とリース料金に関するお問い合わせ先】

一般財団法人 環境優良車普及機構 総務・リース管理部

電話：03-3359-8461 FAX：03-3353-5439

× 七



令和2年度 自動車環境総合改善対策費補助金申請の手引き

令和2年4月 発行

一般財団法人環境優良車普及機構

〒160-0004 東京都新宿区四谷 2-14-8 YPC ビル

電話 03 (3359) 8461 (代)

ホームページ : <http://www.levo.or.jp>
